

質問者	番号	質問・意見	回答	回答者
1	1	一次エネルギー供給量で将来再生エネルギーの伸びが少ないが、もっと伸ばすべきと考えます。	・再生可能エネルギーについては、国民負担を抑制しつつ最大限の導入を進め、主力電源化していくことが基本方針です。エネルギーミックスの再エネ比率は上限値ではなく、これにとどまらない導入を追求してまいります。まずはエネルギーミックスの実現に向けて、再エネ海域利用法に基づく洋上風力の推進や、電力ネットワークの整備や系統利用ルールの見直し・縦割りを排した規制改革などを進めてまいります。	資源エネルギー庁
	2	通常運転している機械は問題発生時、発見がたやすいと思いますが、緊急時に使用する機器は使用時のトラブルがあってはならない。日常の保守に力を入れてもらいたい。	ご要望として、今後、地域協議会等を通じて申し入れてまいります。	舞鶴市として関西電力へ要望
2	1	エネルギー自給率を向上するという狙いに対して、原子力が貢献する理由がわかりません。放射能漏れは、自然災害のみならず、人為的ミスによっても起こる虞れがあり、一旦放射能が漏れ出せば、周辺住民は地元を捨てなければならないことは、証明済なのであり、国家として、一部の地域に犠牲を強いる政策は、間違いなのではないでしょうか。	・原子力は、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけで生産が維持できるという特性を有しており、「準国産エネルギー源」としてエネルギーの自給率向上に寄与するものと考えています。 ・こうした認識の下、いかなる事情よりも安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、新規制基準に適合すると認められた原子力発電所について、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めることとしています。 ・また、国として、地域経済の持続的な発展等、立地地域や周辺地域の課題に真摯に向き合い、その解決を図るとともに、原子力災害対策についても、不断の改善・充実に取り組んでいきます。こうした取組を進めていくにあたっては、地域の皆様の声にしっかり耳を傾けて、内容に反映させてまいります。	資源エネルギー庁
	2	全力で自然再生可能エネルギーの実用化を目指すべきではないでしょうか。	・再生可能エネルギーは、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーであると考えています。 ・当社は、これまで太陽光発電や風力発電の新規開発等を進め、再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進してきました。 ・2030年代には国内外の再生可能エネルギー電源の設備容量600万kW、国内外で200万kW以上の新規開発を目標に取組みを進めており、引き続き、自社開発を進めることに加え、他事業者との共同開発等更なる取組を加速させ、お客さまのご期待や社会の要請にお応えしてまいります。	関西電力
	3	自治会長を集めた説明会なのに、コンプライアンスやステークホルダーといった、高齢者にピンとこない用語で型にはまった説明をされることには、親切さに欠ける気がします。自治会長自身高齢であり、且つ地域の住民にわかりやすく説明する義務があると考えますが、これでは無理です。大丈夫だと言っているとしたくありません。	・今回の説明会については、できる限り分かりやすく、丁寧な説明を国や関西電力に求めてきたものです。内容について分かりにくい点等については、質問や意見として12月16日まで受け付け、回答させていただいているところであり、ご理解賜りたいと考えます。	舞鶴市
3	1	再生可能エネルギーの自給率向上政策もするべきではないか？	・再生可能エネルギーは、エネルギー自給率の向上に繋がる電源であり、国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を図り、主力電源化していくことが国の基本方針となっています。 ・2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、再エネを競争力ある産業にしていくため、FIP制度の導入や洋上風力の産業競争力強化、蓄電池の市場拡大・コスト低減を通じて、新たな分散型エネルギービジネスづくりを進めていきます。また、再エネを支える社会インフラを整備するため、基幹送電線の利用ルールの見直しや中長期的な系統整備等の取組を進めているところです。	資源エネルギー庁
	2	廃炉を視野に入れた計画を立てる必要があるのでは？	・個別の発電所の廃止措置については、原子炉等規制法の規定に基づいて、設置者である原子力事業者が廃止の判断や廃止措置計画の策定を行った上で、原子力規制委員会の指導・監督の下、安全性を最優先に進められていくものと考えています。 ・政府としては、今後国全体で増加していく廃止措置を安全かつ円滑に進めていくため、原子力の安全を担う人材・技術の維持・強化に向けて、必要な支援を行ってまいります。	資源エネルギー庁
	3	廃炉後の安全性をどう確保するのか	・原子力発電所を廃止する場合、まず、原子炉内から燃料を取り出し、取り出した燃料は貯蔵施設内で冷却しながら、安全な状態で貯蔵できていることを監視し、安全性を確保します。 ・また、廃止措置工事における安全性の確保については、廃止措置の着手前にプラントの状況に応じて、解体工事をどのように行うのか、安全上必要な設備をいつまで維持管理するのか、放射性廃棄物の管理をどのように行うか等、廃止措置を安全に進めるための「廃止措置計画」を策定し、原子力規制庁の審査を受け、原子力規制委員会の認可を得た上で廃止措置工事を開始します。 ・なお、廃止措置においては、原子炉内に燃料は無く、核分裂反応は起こらないので、施設の中で新たに放射性物質は発生せず、施設内に残っている放射性物質は、時間と共に減衰するとともに、解体工事を進めながら放射性廃棄物を処理し、廃棄していきますので、放射性物質から受ける被ばくリスクは、廃止措置の進捗に伴い減少していきます。放射性廃棄物の廃棄を終了した後、廃止措置が終了することになります。	関西電力
	4	処分場がまだ確保できていない状態をいつまでに解消するのか？	・最終処分については、国が前面に立って取り組むこととし、全国で対話活動を行ってきているところです。 ・こうした中、寿都町や神恵内村で文獻調査を開始するとともに、複数の自治体等から関心を示していただいているところです。 ・引き続き、全国での対話活動や情報提供を進め、その進捗状況等を踏まえながら、最終処分に係る今後の進め方について検討してまいります。	資源エネルギー庁

5	制御系をデジタル化するのは良いが、核攻撃等でデジタルがダウンした場合に手動で操作できるアナログ系は残っていないのか？	<p>・デジタルがダウンした場合においても、デジタルを介さないアナログのバックアップ設備を有しており、原子炉の安全停止は可能です。</p>	関西電力
6	廃炉に必要な費用は20年後に向けて準備できるのか？	<p>・廃止措置に必要な費用は、全てのプラントに対して、法令※に基づき、「原子力発電施設解体引当金」として積み立てています。</p> <p>・この積み立てている費用は、廃止措置にしか使えないものであるため、運転期間が40年から60年に延長され、廃止措置の開始が20年後となったとしても、無くなるものではありません。</p> <p>※「電気事業法」および「原子力発電施設解体引当金に関する省令」</p>	関西電力
7	新しい原子炉を作らないプランは無いのか？	<p>・2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、原子力は引き続き、「重要なベースロード電源」として2030年の電源構成比率20%～22%を実現し、必要な対応を着実に進めるとされています。</p> <p>・資源に乏しい我が国においては、3E（エネルギーセキュリティの確保、経済性、地球環境問題への対応）のバランスに優れる原子力発電の果たす役割は大変大きく、安全の確保、技術・人材基盤の維持の観点からも、将来に亘って原子力発電を一定規模確保することが必要です。これを実現するためには、新增設・リプレースが自ずと必要になると考えています。</p> <p>・当社は、新增設・リプレースを行うためには、国の政策においてその必要性が示されるとともに、競争環境下においても原子力事業に対する一定の予見性が得られるような事業環境整備が必要と考えています。国のエネルギー政策動向を注視しながら、将来に備えたいと考えています。</p>	関西電力
8	伝染病対策はできているのか？	<p>・伝染病対策へのご質問ですが、現在の新型コロナウイルス対策について回答させていただきます。発電所で従事する当社および協力会社の従業員に対し、3密となる箇所への出入りの自粛、毎朝の体調管理による入構管理やマスク着用、手指の消毒徹底、3密作業回避等の感染予防対策を継続して徹底しております。また、新たに入構する作業員は、入構前2週間、県外への往来者は、県外への滞在期間等についてチェックリストに基づき、感染予防対策の実施状況等を毎日確認しております。過去2週間に感染者が発生している地域から新規に入構する者については、原則として、当社独自に事前PCR検査を行い、陰性であることを確認し、入構いただいております。</p>	関西電力
9	サンプルによるねばり強さを調べているが、実際は加圧によるストレスがかかっているはずだが、その検証は行わないのか？	<p>・ご質問の内容を検証した研究成果が国内外にございます。研究成果によると、力（ストレス）の負荷によって中性子の照射によるねばり強さの低下の程度に影響しないことが確認できています。従いまして、原子炉容器の粘り強さをサンプル（監視試験カプセル内の金属片）を用いて測定することは妥当と考えております。</p>	関西電力
1	資料6ページの推移はわかりましたが、世界的に日本はこのCO2をいつ、何tにする必要があるのですか？	<p>・2020年3月に国連に提出した我が国の温室効果ガス排出削減目標（NDC）において、2030年までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという目標を確実に達成する（約10億4,200万t-CO2の水準にする）とともに、この水準にとどまることなく削減努力を追求していくこととしています。</p> <p>・さらに、本年10月総理所信表明において、政府として2050年カーボンニュートラルの実現という目標を掲げています。</p>	資源エネルギー庁
2	試験用カプセルの試験結果と事故時に生じる破壊力を数値で示してもらえば、より分かりやすいのですが？	<p>・「カプセルの試験結果に基づいて予測した60年運転時点のねばり強さ（抵抗力）」と「事故時に生じる破壊力」の値は、原子炉容器の温度によって異なります（事故の経過とともに原子炉容器の温度は変化していきます）。代表的なものとして、約75℃における値を以下に例示致します（約75℃は、抵抗力と破壊力が近接する温度です）。その他の温度における抵抗力と破壊力については、グラフとしてまとめておりますので、住民説明会資料の47頁と48頁をご参照ください。</p> <p><約75℃における抵抗力と破壊力></p> <p>・「カプセルの試験結果に基づいて予測した60年運転時点のねばり強さ（抵抗力）」＝約70 MPa√m</p> <p>・「事故時に生じる破壊力」＝約60 MPa√m（※）</p> <p>※原子炉容器の内面に深さ10mmの亀裂があると仮定し、また、過酷な事故の最中に大きな地震が来ることを仮定して算出した破壊力の値です。なお、亀裂が大きいほど破壊力も大きくなりますが、特別点検で実際には亀裂が見つかっておりませんので、たとえ過酷な事故が起こったとしても、上記のような大きき破壊力が実際に生じることはありません。</p>	関西電力
4	例えば、福島第一と第二が何故違う結果になったのか？示してもらえば、最低限対策が分かり易いです。	<p>・福島第一発電所、第二発電所共に、地震では原子炉は正常に停止し非常用ディーゼル発電機により原子炉の冷却も行われました。しかし、地震から約50分後の津波の影響により、非常用ディーゼル発電機も浸水等により使用できなくなりました。</p> <p>・一方、福島第二発電所では津波の影響により非常用ディーゼル発電機の多くが浸水等により使用不能になりましたが、送電線（外部電源）が健全であったため、非常用ディーゼル発電機に頼らず原子炉の冷却のためのポンプ等が継続して作動し福島第一発電所のような事故には至りませんでした。</p>	関西電力

	<p>4 格納容器は、金属製だということで、格納容器外部からの冷却も可能なのですか？</p>	<p>・格納容器内の冷却については、格納容器上部に水をスプレーして格納容器内の温度と圧力を下げる設備があり、スプレーするためのポンプは格納容器とは別の耐震性のある建屋に設置されている各種ポンプを使用します。</p> <p>・仮にこれらの既設設備が使用出来ない場合等に備え、住民説明会資料の13頁に「新」と記載した設備を新たに導入することにより二重、三重の冷却、徐熱機能を有しています。</p> <p>・更に、格納容器内の空調設備に冷却水を通水することで、格納容器内を冷却する自然対流冷却という方法でも冷却が可能です。</p> <p>・また、福島第一発電所事故の映像では、原子炉容器や使用済燃料プールが高所があり、キリンと呼ばれる高所放水車で冷却していましたが、当社の発電所では高さ約30mまで道路が作られており、道路上の移動式の送水車やポンプにより屋外からの冷却も可能です。</p>	<p>関西電力</p>
	<p>5 町内会員に広く知ってもらうため、HP等の案内文書と併せて、今回の説明資料の簡易版をおつくりいただき、町内回覧出来る資料を配布してもらえませんか？</p>	<p>・説明会の様子については、市ホームページで公開しており、いつでもご覧いただけます。また、資料についても、市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。</p>	<p>舞鶴市</p>
	<p>1 使用済核燃料の最終処分について 原発が電源のベースであるということは私も理解できますが、使用済核燃料は現在各原発の敷地内のプールに仮保管されているようですが、将来このままでは満杯になり行き場を失うことが予想されており、最終処分場の目途が立っていない現在では不安であります。早く最終処分場の目途を計画し工程表が作成されているのであればご教示願います。そのことにより国民の私の様な不安を解消できると思慮します。</p>	<p>・使用済燃料については、原子力事業者と国の協議の枠組み等を通じて、今後の発生や保管の見通し等について確認を行うこととしています。その上で、本年7月に原子力規制委員会から事業変更許可を取得した日本原燃の六ヶ所再処理工場や、全国各地で計画している中間貯蔵施設等、関連施設の円滑な設置・運営を進めてまいります。</p> <p>・また、最終処分については、国が前面に立って取り組むこととし、全国で対話活動を行ってきているところです。こうした中、寿都町や神恵内村で文献調査を開始するとともに、複数の自治体等から関心を示していただいているところです。引き続き、全国での対話活動や情報提供を進め、その進捗状況等を踏まえつつ、最終処分に係る今後の進め方について検討してまいります。</p>	<p>資源エネルギー庁</p>
	<p>5 2 日本以外の40年超原発の稼働状況について 日本においては高浜原発1・2号機（加圧水型・PWR）が稼働後40年超で初めて再稼働することになるわけですが、原発先進国であるアメリカ、欧州等において40年超で稼働している原発は現在存在するのでしょうか？存在すれば国名、原発名、出力、及び加圧水型、沸騰水型等の発電型式についてご教示頂きたい。存在しないということであれば世界初ということになるのでしょうか？</p>	<p>・アメリカ、イギリス、フランス、スイス等10か国以上で40年超の原発が稼働しています。</p> <p>・例えばアメリカでは、現在運転中の94基の原発のうち、加圧水型30基、沸騰水型17基の計47基で40年超運転が行われていると承知しています。</p>	<p>資源エネルギー庁</p>
	<p>3 防災対策及び地域振興について 資源エネルギー庁説明者は高浜町と舞鶴市に差がなくてはならない、同様に実施することに努力しますと話されたが、私の住む地区はまさに高浜と同じと思っておりますので、多々見市長も申されておりましたが、このことについてよろしくお願いを致します。</p>	<p>ご要望として、今後、地域協議会等を通じて申し入れてまいります。</p>	<p>舞鶴市として資源エネルギー庁へ要望</p>
	<p>1 高浜発電所1・2号の40年超えの運転には反対です。 99%安全と言われても、1%の危険の可能性があるなら。原子力発電による、放射能汚染、放射性廃棄物の処分など、人類の手に負えないリスクのある原子力発電を動かすことは、容認出来ません。事故がおきれば、100km圏内には住めず。琵琶湖の水源地が放射能で汚染され、滋賀、京都、大阪、兵庫の水源地はたまた、何百万、何千万の人が苦しむのを容認することは出来ません。東日本大震災の現状を真摯に受け止めることが大切であると思う。</p>	<p>・新規基準では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、地震や津波への対策の強化に加え、炉心損傷防止対策の整備を要求し、その上で、炉心損傷の発生を想定して格納容器破損防止対策の整備を要求しています。</p> <p>・新規基準適合性審査では、それぞれの対策の有効性を確認しています。さらに万一大規模損傷が発生した場合にも、外部への放射性物質の拡散を抑制するための対策を要求しています。</p>	<p>原子力規制庁</p>

6	<p>1-2 炉心損傷が防止できると言う、科学的な実験がなされているのですか？実証されているのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規規制基準への対応（炉心損傷の防止）については、平成27年の高浜3・4号機に係る質問への回答で、詳しく説明されておりますので、ご参照ください。 (https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000001544.html) 以下は、掲載しております回答からの抜粋です。 ・原子力規制委員会が策定した新規規制基準については、これまでに明らかになった福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた上で、IAEAや諸外国の規制基準も確認しながら、さらに我が国の自然条件の厳しさ等も勘案しており、総合的に見て、世界で最も厳しい水準であると考えています。 ・まず、炉心を損傷させないことが重要であり、炉心損傷防止対策の有効性を確認しています。その上で、仮に炉心損傷の発生を想定した場合でも格納容器を破損させないよう、格納容器破損防止対策が有効であることを確認するために、電源が一斉に喪失し、原子炉の冷却水が急激に失われるといった、福島第一原子力発電所事故より厳しい重大事故を想定して評価を実施しております。この場合であっても、格納容器再循環ユニットへの海水供給による格納容器内の冷却等の対策により、格納容器の破損は防止できると評価しております。 ・設置許可基準規則及び技術基準規則では、「重大事故の発生を防止するための対策」を求め、それでも万一の重大事故の発生を想定し、原子炉を「止める」、「冷やす」、放射性物質を「閉じ込める」ための「重大事故の発生を想定した対策」を幾重にも要求しています。これらの対策により、福島第一原発事故のような放射性物質の大量放出に至る事故の発生は極めて低いと考えられます。 ・原子力規制委員会としては、福島第一原子力発電所事故について、放射性物質が放出されてしまうまでにどのようなことが起きたか、基本的な事項を整理し、これを踏まえ、新規規制基準を制定しました。しかし、安全に絶対はありません。安全追求に終わりはなく、より一層の安全を追求すべく、事業者には努力を継続するよう促しつつ、当委員会としても不断の努力をまいります。 	舞鶴市
7	<p>1 温室効果ガスの抑制のためには原発は必要で、ロシア、中国はじめ原発の開発に力を入れているとの説明があったが、それらの国々での使用済み燃料の処分はどうなっているのかを教えてください。</p> <p>1-2 各国の方針だけでなく、具体的な処分の方法、年間の使用済み燃料の発生量とそれに対する処分量などを教えてください。私が調べた範囲ですが、内閣府の原子力政策担当：核燃料サイクルを巡る現状について2011年2月21日では10ヶ国のうち、フランス、英国、ロシア以外は再処理施設が商用化されておらず、ロシアを含めてアメリカ、フランス、ドイツ、韓国において、発電所で貯蔵されていると記載されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料を再処理する方針を取っている国としては、日本のほかに、例えばフランス、ロシア、中国、インドがあると承知しています。 ・一方で、使用済燃料を直接処分する方針の国としては、例えば、スウェーデン、フィンランド、米国、韓国、カナダがあると承知しています。 ・使用済燃料を再処理する方針を取っている国としては、日本のほかに、フランス、ロシアなどがあると承知しています。 ・一方で、使用済燃料を直接処分する方針の国としては、スウェーデン、フィンランド、米国、韓国、カナダなどがあると承知しています。 ・使用済燃料の処分方法については、再処理する方針を取っている国では、再処理した際に発生するガラス固化体を地層処分する方針がとられています。また、直接処分の方針を取っている国では、使用済燃料をキャニスタと呼ばれる容器に封入して地層処分する方針がとられています。 ・このような方針が採用されているのは、使用済燃料を再処理しなくても、地層処分が現時点で最も安全かつ実現可能な方法であるというのが各国共有した考え方となっているためであり、各国で地層処分の実現に向けて、一歩ずつ取組を進めております。 ・なお、年間の各国の使用済燃料の発生量と処分量に関しましては、各国の原子力発電所の稼働状況等に依存するものと考えられますが、政府は詳細を承知しておりません。 	資源エネルギー庁
	<p>この地域に伝わる大地震の津波に対し、想定した津波では十分でないのでは？これらの伝承を否定できる根拠を教えてください。</p> <p>この地方には以下のような言い伝えがあります。何れも大宝元年に起こったと言われる大地震です。これらの資料からは、少なくとも8世紀に大地震があった事、その時に大津波が発生し、それは標高60mほどまで達したことを伺わせる。関電の今回資料では津波の高さを海拔6.7mと想定しているが、大丈夫だとは言いが切れない。まして、使用済み燃料の行き場がなかった場合には、発電所の稼働の有無に関係なくずっと核の灰を心配しながら長期間保管しなければならなくなる。先に述べたように、関電の資料でも放射能が天然ウラン並みになるのに10万年とか？そんなことにお墨付きを与える判断を今生きている人間が出来るとは思われない。</p> <p>① 凡海郷は大地震と共に一夜にして海中に没したと伝えられる、その一番高い所が二つの島(冠島と脊島)と立神岩として残ったという伝説がある。</p> <p>② 波せき地藏堂(京都府宮津市大垣)の伝説 標高約40m。大宝地震大津波の災害記念碑。龍神社の奥宮である真名井神社への参道の途中にある。大宝元年3月26日に発生した大宝地震大津波の際、この地点まで遡上したとの伝承がある。</p>		

<p>7</p>	<p>③ 荒塩神社（京都府京丹後市大宮町周枳） 鳥居の標高約60m。日本海から内陸へ12.8km。むかし、むかしに、間人の海で津波があり、海の水が、この荒塩神社のあたりまで津波がきた。そのときの水で木の鳥居が、あそこの山で止まりまして、その鳥居が止ったところに、その鳥居を立てて、お祭りするようになった。</p> <p>④ 干塩稲荷神社（京都府京丹後市大宮町三坂） 現在の神社の標高約70m。日本海から内陸へ13.4km。大昔、大津波が押し寄せて来たが、この神社のふもとでびたりと止まった。この後この神社の神威をたたえて、干塩稲荷神社と呼ぶようになった。昔は山の頂上に神社があったが、山を削って平らにして、丹後マスターズビレッジを建設することになり、現在の場所へ神社を移築した。</p> <p>⑤ 鯨（京都府京丹後市大宮町口大野） 標高約40m。日本海から内陸へ13.4km。鯨とは京都府京丹後市大宮町口大野にある小字の名前である。鯨の名前の由来は「大昔に大津波が来て、水が引いた後その場所に鯨が横たわっていたから」。北近畿タンゴ鉄道宮津線の丹後大宮駅の南側にある踏切は、鯨踏切という名前である。</p> <p>⑥ 塩境（京都府京丹後市大宮町奥大野） 標高約60m。日本海から内陸へ14.7km。緯度経度は、北緯35度33分36秒 東経135度4分58秒付近。「しおざかい」と読む。塩境とは京丹後市大宮町奥大野にある地名。名前の由来は、竹野川を遡った津波がここまで来たから。地形は峰山盆地が支流の上流でいったん閉じた峽の形で、現在では、京都府道76号野田川大宮線がそばに通っていて、リサイクル工場がそばにある。もし津波が宮津湾からここまで来たのが事実ならば、峰山盆地のほぼ全体が水の底に沈んだことになる。</p> <p>⑦ 発掘調査 京都府埋蔵文化財調査研究センターによる調査から、京都府舞鶴市の志高遺跡において、五千数百年前の砂脈に加え、弥生時代から奈良時代初期と推定される土層を引裂く最大幅20cmの砂脈の層に奈良時代後半の土層が覆われていた。また京都府綾部市の青野西遺跡では古墳時代前期頃の竪穴式住居と埋土を引裂く最大幅50cmの砂脈が平安時代の住居の柱穴によって貫かれていた。これらの砂脈は何れも8世紀の年代の地震痕と推定される。</p>	<p>・当社は、若狭湾沿岸において津波堆積物調査を実施し、現在と地形や海水準がほぼ同じ完新世（約1万年前）まで遡っても各発電所の安全性に影響を与えるような津波の痕跡は認められなかったことを確認しております。またその他文献調査や神社への聞き取り調査等の詳細な調査でも伝承にある大規模な津波を示唆するものはなかったため、そのような想定は必要ないと考えております。</p>	<p>関西電力</p>
<p>2-2</p>	<p>津波堆積物調査により津波の痕跡がなかったという回答ですが、若狭湾の沿岸のどこでその調査がおこなわれたのでしょうか。当然一か所だけではないと思いますので、その場所を教えてください。また政府の地震調査研究本部によれば、「2011年の津波で残された津波堆積物を詳しく調べると、産状は地形や環境によって様々であり、津波堆積物の層厚と津波の高さとの関係は単純でないことが確認できました。さらに地表に形成されてから土壌に覆われるまでの数年間で、自然環境下でも痕跡が消えてしまったり、層厚や堆積構造が変化するケースがあることもわかりました。」とあります。痕跡がなかったというだけでは、大規模な津波がなかったと結論づけるのは問題があります。</p> <p>少なくとも、京都府埋蔵文化財研究センターの二つの調査で、津波の来襲があったかは不明ではあるがそれを引き起こす可能性のある大地震が、8世紀にあったことは間違いなくと思います。志高遺跡では、奈良時代後半の土層の下にあった最大幅20cm程の土層を引裂く砂脈は、地震により発生した亀裂に、砂層があったこと確認されています。それが由良川の洪水により砂が埋まったのかもしれないが、地震直後に発生した津波により運ばれた砂により埋まった可能性も否定できないではありませんか？ちなみに志高遺跡の標高は約6mとの事です。</p>	<p>・標高の低い平野部で静穏な堆積環境を維持している三方五湖周辺、猪ヶ池において、約1万年前までさかのぼり、津波堆積物調査を行いました。</p> <p>（調査地点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久々子湖5箇所、中山湿地1箇所、菅湖1箇所 ・久々子湖東方陸域8箇所（早瀬、久々子・松原、坂尻） ・猪ヶ池6箇所 	<p>関西電力</p>

7	<p>過酷事故に備えた人材の教育と資格について 原子力発電所が二度と過酷事故を起こさないために 国、原子力界は何をなすべきか 原子力発電所過酷事故 防止検討委員会報告書には次のような提言がなされている 「福島は、人知を超えた災害は起こり得るもので安全神話は間違いであった。起こりうる事故の社会に与える大きさによっては、想定している基準を超えることに供えなければならない。設計基準事故を超える事象に遭遇した際に、事態の収束に当たっては指揮者、運転員等に頼らざるを得ない。マニュアルでは対処できない事もある。高い能力が求められる。基本的な教育、訓練は元より、常に安全を最優先とする安全文化の醸成、人材交流の活性化、資格制度の強化などが求められる。今回の事故の教訓より、例えばプラント毎に過酷事故防止を常に考える専門職を置く等の仕組みが必要である。同時に能力、資質の高い専門職、運転員を配置するために、原子力発電プラントはその複雑さ、リスクを考慮し、重大な責任を持つ位置づけとした資格制度を導入し、責任に見合った待遇で処する仕組みを整備するとともに、責任の所在を明確にする必要がある。」そのような観点で、説明資料を見た場合にはまだ欠けている問題があるように思う。例えば、所長と本社との関係、資格制度の導入などどうなっているのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応には、高い能力を有する要員の確保が重要であり、資格を有する要員をしっかりと確保しております。例えば、原子炉の安全のための監督を行う原子炉主任技術者や発電所の運転に関する当直業務のリーダーとなる当直課長は、資格を有するために万が一のシビアアクシデントの対応内容等の対応能力が求められており、しっかりと確保するとともに、育成しております。 ・また、その他の指揮者に対しても、シビアアクシデント教育を定期的を実施し育成しております。 ・加えて、全ての発電所に、所長に次ぐ職位として原子力安全の実務に特化した「原子力安全統括」を安全俯瞰人材として配置し、シビアアクシデント時においては、所長に必要な進言をする等、原子炉の安全に万全を期す体制を整備するとともに、計画的に人材育成に努めております。 ・さらに、発電所の実際のシビアアクシデント時に対応を行う要員については日々繰り返し訓練により要員育成を行い、能力を確認したうえで任務にあてるとともに、シビアアクシデントに対する手順を整備し、原子力プラントの複雑さやリスクを考慮した対応が取れるようにしており、事故対応能力の向上に努めております。 ・また、所長と本社の関係の点については、所長をはじめとした現場が事故対応に専念できるよう、本社は、支援に専念することとしております。 ・いずれの点についても、定期的に防災訓練等の訓練を行うことで、絶えず改善し、実効性を高めております。 	<p>関西電力</p>
3-2	<p>過酷事故に対応しなければならない職員は、きわめて高い専門性と能力が必要です。研修や訓練を積み重ねるしかないと思うのですが、かといってその職場に長期間所属させることは、違う面で問題があり人事交流も必要です。また、その会社の職員であれば、どうしてもその会社の社風、企業文化に馴染まざるを得ません。この状況はどの電力会社も同じかと思えます。各社だけでするのではなく、原子力に携わる業界と国が会社から独立した組織を作り、研修や訓練、あるいは資格制度の導入や処遇を担保すべきではないかと思えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まず事故対応の手順等については、国の認可を受けており、よって訓練内容や必要資格については明確になっております。また、その実施状況は国による原子力規制検査において確認されていることから、個社の事情に左右されないと考えます。 ・更に、原子炉の炉型が会社によって異なるため、事故想定も異なり、使用するシビアアクシデント対応設備が異なるため同様の研修・訓練は共通組織での対応は難しいと考えます。 ・ただし、運転員については、加圧水型軽水炉を運転する5社については、敦賀市の(株)原子力発電訓練センターにおいて、各発電所の運転員が社外インストラクターの指導の下、シミュレーターを活用した事故進展防止等の事故を模擬した研修・訓練を定期的に通講しております。 ・また、事故後の対応になりますが、2016年3月に福島第一発電所の事故対応の教訓を踏まえ、全原子力発電事業者が出資し、日本原子力発電(株)が福井県美浜町に美浜原子力緊急事態支援センターを設立しました。このセンターでは、遠隔操作ロボットや無線操縦の重機、ドローンを保有しており、各原子力発電事業者も教育・訓練に参加しております。 	<p>関西電力</p>
4	<p>使用済みの燃料の処理の目処が立たない状況での再稼働は反対 2015年の再稼働時の関電の回答では、高浜原発にはその時点で2552体の使用済み燃料が保管されており、4基全体の管理容量が3758体であり、4基全部が稼働すれば年間約160体使用済み燃料が発生するので、7～8年で満杯となるとの説明であった。その後必ずしも順調に稼働しているわけでないのではどの程度使用済み燃料が発生しているかは分からないが、それから5年たっており限界の方向に近づいているのは間違いのないと思う。我が国の使用済み燃料の処理方法は、使用済み燃料を再処理して、ウランとプルトニウムを取り出し再び原子力発電所で使用し、最後は地中深くへ埋めるという事を基本としているが、その再処理工場さへまだ稼働の目処さえ立っていない状況である。関西電力の資料によれば使用済み燃料を再処理せずに地中へ埋めた場合、放射線の有害度が天然ウラン並みになるまでの期間約10万年、それに比べ再処理してから地中に埋めれば約1/4の、それでも8000年ほどかかること事。最近、その再処理工場ではなく、使用済み燃料を一時的に保管する中間貯蔵施設が国の新規基準を満たしていると判断したとの新聞記事があったが、その施設は東電と日原電が地元と協定を結んで作ったものである。関電も出来れば使用させてほしいと申し入れたが、地元市長は前向きではないとの記事が載っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電によって生じた使用済燃料の貯蔵や再処理など、核燃料サイクルの各プロセスについても、諸外国や国内における事業運営の実績や試験運用の実績等に基づいて、既に可能なものから取組を進めているところです。 ・高レベル放射性廃棄物については、人の管理によらず、最終的に処分する方法として、国際的に、海洋投棄、宇宙処分など様々な方法が考えられてきましたが、地層処分が、現時点で最も安全かつ実現可能な処分方法であるというのが、各国共通した考え方となっています。そのうえで、地層処分をより安全に行うため、数万年以上を見据えた、火山や活断層、地下水、地震等、様々なリスク要因を抽出し、その要因に対応出来るよう研究を続けています。また、実際に処分を行う前にも、段階的な調査を行い、リスクをできる限り小さくしていきます。 ・そして、これらの取組を実施するに当たっても、原子力発電と同様に、いかなる事情よりも安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会の下で、厳格な安全規制を行っていくこととしています。 ・また、核燃料サイクルをしっかりと進めていくために、事業者はもちろん、国も前面に立って、立地地域や国民の皆様からのご理解の確保、不安の解消に取り組んでまいります。 	<p>資源エネルギー庁</p>

7	<p>た。再処理工場についても原子力規制委員会が、今年に安全審査でゴーサインを出したとはいえ、稼働までには安全対策工事を完了させたいと、地元自治体の同意も必要で、目標通りに進む保証はなく、核燃サイクルの見通しは立たないのが実情のようである。</p> <p>要は、原発はゴミの捨て場のない施設である。そのゴミ（使用済み燃料）の中には、大量の核分裂生成物と共に核分裂性物質や親物質が残存しており、余熱も高いのでプールで冷ます必要があり、温度管理に失敗するといわゆる核の灰をまき散らす非常に危険なものである。そんなゴミの処理さえ決まっていないうる原発は少なくとも処理方法が完成するまで再稼働すべきでない</p>		
4-2	<p>使用済み燃料の処理の目処が立たない状況での再稼働は反対</p> <p>1月19日の回答は、何ら具体的なものではありません。使用済み燃料があつと5年ほどで管理能力を超える恐れがあるという具体的な事実に対し、まだ研究していくというのでは話にならない事は、舞鶴市も十分に認識されていると信じます。国は何年研究してきているのですか？また、核燃料サイクルにも期待されているようですが、無理ではありませんか。自民党の河野太郎さんのブログ「ごまめの歯ぎしり」を読みましたか？いろいろな観点より、核燃料のリサイクルは無意味と明確に述べておられますよ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高レベル放射性廃棄物の最終処分については、1970年代から長きにわたり研究が行われた結果、国内外の専門家から、地層処分に必要な長期にわたって安定した地下環境が日本にも広く存在するとの評価が得られております。その上で、地層処分技術の更なる信頼性向上に向けた研究に、現在取り組んでおります。 ・高レベル放射性廃棄物の最終処分については、2017年には、国が前面に立って理解活動に取り組む観点から、「科学的特性マップ」を公表し、国土の3割のエリアが輸送面でも好ましい特性を有すると整理しました。その後、国はNUMO（原子力発電環境整備機構）とともに、全国で100回を超える説明会などを行ってきています。 ・こうした中、2020年11月には、北海道の寿都町と神恵内村で、最終処分場の選定プロセス中の最初の調査である「文献調査」を開始したところです。国としては、引き続き、全国での対話活動や情報提供を行い、全国の出来るだけ多くの地域で文献調査を実施できるよう取り組んでいきます。 ・核燃料サイクルについては、高レベル放射性廃棄物の有害度を低減し、その量を減らすことができることに加え、資源の有効活用にも有効であるという観点から、我が国の基本的方針です。 ・昨年、日本原燃の六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場が原子力規制委員会の安全審査に合格しました。六ヶ所再処理工場は2022年上期、MOX燃料工場は2024年上期の竣工を予定しています。 ・同時に、使用済燃料対策についても、発電所の敷地内外を問わず中間貯蔵施設や乾式貯蔵施設の建設・活用を促進するなど、エネルギー基本計画に基づき使用済燃料の貯蔵能力の拡大を進めて参ります。 ・引き続き、関係者に丁寧な説明を尽くしながら、六ヶ所再処理工場の竣工や使用済燃料対策などの核燃料サイクルを推進していきます。 	資源エネルギー庁
5	<p>東日本大震災の起こる数年前に大阪からUターンしてきたが、その折に「原発銀座である若狭に近接する舞鶴になぜUターンするのか。原発に事故が起こったら大変。よく帰るな」と心配された。多くの人の本音である。企業誘致がうまくいかないのも、そのことにあるのではと思っている。電気は生活するのに絶対に必要なことはみんな知っているし、現状では原発が一定の役割を果たしていることも知っているが故に、みんな賢いので本音は口に出さないが、根っこの部分では、できる事なら原発にもしものことがあればその影響を受ける近くには行きたくないというのが本音であると思う。今後の舞鶴市の発展を考えても、原発の再稼働に頼らない街づくりが重要と考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本のエネルギー政策については、国において、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言され、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立するとの方針が示されたところであり <p>市におきましては、こうした状況も踏まえ、現時点においては、再生可能エネルギーが、主力電源となるまでの間は、福島事故を教訓に、抜本的に見直され、世界で最も厳しい水準の「新・規制基準」に適合すると、国において、認められた原子力発電所については、いかなる事情よりも、安全性を、すべてに優先させることを、絶対条件に、一定の期間、頼らざるを得ないものと認識しております。将来のよりよいまちづくりに向けたご意見として参考とさせていただきます。</p> <p>(追加回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致に係る課題につきましては、これまで、高速道路ネットワークの完成が遅れていたことによるものと考えております。新たな雇用を創出し、地域の経済規模を拡大する企業誘致は、将来のまちづくりに非常に重要な取組であり、日本海側の拠点港である京都舞鶴港をはじめ、京阪神に直結する高速道路網や、南海トラフ地震に備えたりダンダンシーの観点における日本海側の優位性をアピールすることで、生産拠点、物流拠点の誘致に、引き続き積極的に取り組んでまいります。 	舞鶴市

7	5-2	<p>国は2030年でも原子力発電の電源構成比率20～22%としています。市は再生可能エネルギーが主力電源になるまで仕方がないと認識ですが、おそらく相当長期になると思います。今回の質問への回答で、高浜原発の使用済燃料の管理容量は3758本で既に貯蔵されている量が2887本、使用燃料が年間160本という事ですので約5年すこしで満杯となります。その間に再処理工場や最終処分場が出来るとは残念ながら期待できません。それでも市は国や関西電力の責任と言いつけるのですか。それは市民の安全を守るという姿勢ではありません。</p> <p>舞鶴市からの回答では、「---新基準に適合すると国において認められた原子力発電所については、いかなる事情よりも、安全性を、すべてに優先させることを、絶対条件に、一定の期間、頼らざるを得ない」との認識になっております。いかなる以下の文章が切れすぎて解りづらいですが、「いかなる事情よりも、安全性をすべてに優先させることを絶対条件に、」と理解します。絶対という言葉を広辞苑で調べますと「①他に並ぶものがない事、一切他から制限・拘束されない事。」となっています。安全性をすべてに優先させる絶対条件とするのであれば、市民の安全性を最優先するという舞鶴市、舞鶴市長は、核の灰を降らしかねない使用済み燃料を生み出し続け、しかもそれを発電所内で保管しつづければならない再稼働は認められない事に論理的になります。</p>	<p>・使用済燃料については、資源エネルギー庁が「原子力事業者と国の協議の枠組み等を通じて、今後の発生や保管の見通し等について確認を行うこととしています。その上で、本年7月に原子力規制委員会から事業変更許可を取得した日本原燃の六ヶ所再処理工場や、全国各地で計画している中間貯蔵施設等、関連施設の円滑な設置・運営を進めてまいります。また、最終処分については、国が前面に立って取り組むこととし、全国で対話活動を行ってきているところと、こうした中、寿都町や神恵内村で文獻調査を開始するとともに、複数の自治体等から関心を示していただいているところと、引き続き、全国での対話活動や情報提供を進め、その進捗状況等を踏まえつつ、最終処分に係る今後の進め方について検討してまいります」と、回答されております。また、関西電力の原子力発電所に係る中間貯蔵施設については、同社が「その選定に不返転の覚悟で臨みたい」と表明され、加えて、国からは、事業者任せにすることなく「政策当事者たる国として最善を尽くす」と言明されたことは、一定、評価できるものと考えております。</p> <p>・日本のエネルギー政策については、国において、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言され、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立するとの方針が示されたところであります。本市においても、世界で最も厳しい水準の新規制基準に適合すると、国において認められた原子力発電所については、資源に乏しい日本にとって、地球温暖化の課題に対応するためのカーボンニュートラルの取り組みを推進しつつ、必要な電力を安定的かつ安価に供給することを考えれば、欠かすことのできない電源であり、いかなる事情よりも安全性を優先させることを絶対条件に、一定の期間、頼らざるを得ないものと認識しております。</p> <p>・安全性等については、京都府の地域協議会において、高浜発電所を現地視察するなど、国と関西電力に対し、徹底的に「40年超え施設の安全対策」について確認してきたところであり、住民や市議会の意見等を十分に踏まえ、総合的に判断し、P A Zに住民が暮らす自治体の長として、市全域がU P Zに含まれる自治体の長として、責任ある判断をしてみたいと考えております。</p>	舞鶴市
1		<p>総合的に申しますと、何年前にも説明会がありましたが、今回の説明会の内容も、以前と何ら変わらない、一方的な良い面だけの説明で、また、一部の限られた人達だけの質疑応答であったので、その場で説明会に来られておられる住民の生の意見も聞いても良かったのではないかと。</p>	<p>・今回の住民説明会については、市全域から広く説明を聞いていただきたいと考え、自治会長様や関係機関・団体の代表者とさせていただいたものです。説明会の様子については、インターネットで広く公開するとともに、各公民館等でDVDの貸し出しや視聴ができるようにさせていただき、質問や意見についても、12月16日まで受け付けさせていただいたところです。国と関西電力の説明を分かりやすく丁寧にお知らせし、質問や疑問にお答えする機会を設けられたものと考えております。</p>	舞鶴市
8	2	<p>いつまでも、原発に頼らず、精度も良くなってきているので再生エネルギーに早く切り替えるべきである。(ソーラー発電が各地で増えている)</p>	<p>・当社では、黒部ダム等の水力発電を始め、1986年から神戸の六甲アイランドにおいて太陽光の系統連携研究を実施しております。また、再生エネルギーの開発に向け、グループ一丸となって既設水力発電所の出力向上や中小規模の水力発電所の開発、太陽光や風力発電所の建設等に取り組んでおります。</p> <p>一例を挙げますと、堺太陽光発電所、淡路貴船太陽光発電所、有田太陽光発電所、淡路風力発電所等が当社または当社グループにおいて設置しております。</p> <p>なお、電源には火力、原子力、水力を始め再生可能エネルギーがありますが、いずれの電源にも一長一短があり、太陽光や風力といった自然エネルギーをもとにした電源については気象に左右され安定した電力が得られない場合もありますので、国が進めるエネルギーミックスが現時点ではベストであると考えます。</p>	関西電力
1		<p>ご説明にありましたように小資源国の日本が世界で経済大国を維持して今後生き残る為に次世代基幹エネルギー確保までは原子力が当面基幹エネルギーとして必要とお話はごもっともだと思います。</p> <p>安全確保の為に原子力規制庁による規制強化には賛同ですが、安全運転、事故防止だけでは片手落ちで使用済み核燃料処分も平行して解決すべき問題です。</p> <p>再処理して高線量廃棄物は深層埋設で数百年～数千年減衰を待つ考え方は40～50年前の考えのままでなんら進展していないように思います。</p> <p>まもなく既存の発電所も使用済燃料の保管容量が限界に近づいてきます。学者の世界や理論上で深層埋設法は成立しても、立地を容認するのは住民ですので容認してくれる自治体はまず見つからないのでは・・・。</p> <p>FBR開発にすぎ込んだ莫大な費用や人材をこの方面に集中的に投入すれば群分離や消滅処理も夢ではないと思います。今の日本で原子力発電を延命するにはこの方法以外あるのでしょうか？消滅ゼロでなくてもせめて1世代で半減期を迎えられるまでメドが立てば深層埋設の候補地探しも現実化するように思います。</p>	<p>・放射性物質に係る核変換技術や分離変換技術については、我が国としても、諸外国との連携・協力も行いながら、研究開発を進めているところです。今後とも、放射性物質の処理・管理に係る研究開発をしっかりと進めていきます。</p> <p>・なお、高レベル放射性廃棄物については、人の管理によらず、最終的に処分する方法として、国際的に、海洋投棄、宇宙処分など様々な方法が考えられてきましたが、地層処分が、現時点で最も安全かつ実現可能な処分方法であるというのが、各国共通した考え方となっています。そのうえで、地層処分をより安全に行うため、数万年以上を見据えた、火山や活断層、地下水、地震等、様々なリスク要因を抽出し、その要因に対応出来るよう研究を続けています。また、実際に処分を行う前にも、段階的な調査を行い、リスクをできる限り小さくしていきます。</p>	資源エネルギー庁
2		<p>情報公開、プロとしての安全運転の徹底、日々の訓練、技術伝承宜しくお願いします。</p>	<p>ご要望として、今後、地域協議会等を通じて申し入れてまいります。</p>	舞鶴市として関西電力へ要望

9	<p>3</p> <p>東日本大震災津波が原因で福島第一原子力発電所の多重性安全系機能全喪失により炉心溶融と言う原子力最大規模の事故を経験し、その反省から再発防止を目指した規制強化は現在取り得る技術力からも世界の原子力発電所と比べても十分すぎるくらい納得出来るものと感じます。</p> <p>しかし新規制に対応した工事は当初からの設計ではなく追加設計設備ですので基本的に機器配置等に無理もあり、あらゆる所で操作や運用の弊害もあろうかと思われれます。又追加された新設備の機能をしっかり維持するためには、作ったら終わりではなく設備維持管理及び要員の訓練・質維持がきわめて重要かと思えます。きめ細かい点検や設備維持管理をしていても機械・電気設備に完全はありません。トラブルはつきものです。</p> <p>今後も新知見も取り入れ安全性の向上、維持管理にご尽力頂き事業者をご指導頂けますよう宜しくお願い致します。</p>	<p>ご要望として、今後、地域協議会等を通じて申し入れてまいります。</p>	<p>舞鶴市として原子力規制庁へ要望</p>
4	<p>4</p> <p>舞鶴市の原子力防災普及状況に不安を感じます。船舶やバスを使用している避難訓練をニュースや広報で見ることがありますが、単に一部避難者の運搬手段だけとしか見えないのですが・・・。</p> <p>PAZやUPZ地域にある舞鶴市内において放射線や放射性物質、被ばく等について自分の身を守る知識の講習、普及や各地域を代表する指導者の育成は行われているのでしょうか？</p> <p>原子力事故はあってはなりません、ミサイル発射実験を繰り返す某国や隕石落下など想定外事象はまだ他にもあるかもしれません。</p> <p>万一事故が起こっても被害を最小限に食い止める、被ばく者数や総被ばく線量を最小限に抑える、必要最小限のヨウ素剤服用など手段を事前に周知、訓練しておくことが危機管理には重要と思えます。</p> <p>放射性物質の拡散状況を把握せず避難指示したミス例が福島第一発電所事故（SPEEDIの不利用？）による放射性物質拡散把握失敗であったように思います。万一事故があっても同様な無駄な被ばくは二度とあってはなりません。</p> <p>今回の説明会には、放射線事故に対する危機管理対応準備状況についても市の方からお話を頂き起動了解の一助になるものと期待しておりましたので残念でした。本件、市民への不安を煽るとのご判断でしたら無視していただいて結構です。</p>	<p>・原子力災害への対応につきましては、国が「高浜地域の緊急時対応」を策定しているほか、舞鶴市では地域防災計画（原子力災害対策編）、原子力災害住民避難計画を策定し、緊急時の対応に備えています。舞鶴市の住民避難計画は、市内を7つのゾーンに分け、PAZ及びPAZに準じた防護措置を行う地域においては、放射性物質が放出される前に避難し、UPZにおいては、まずは屋内退避を行い、緊急時モニタリングの結果、避難が必要と判断された地域から、順次、避難車両等を手配し、段階的に避難することとしております。全市民が一斉に避難することはないという基本的な避難計画の考え方等について、出前講座等を通じて理解の促進に努めているところで。</p> <p>・また、国や京都府と連携しながら、放射線防護対策施設の整備や原子力防災資機材の調達を進めているほか、原子力防災訓練を、市民の皆さんの参加のもと、毎年、地域を変えながら実施しており、今後も、国や京都府と連携した危機管理体制の充実強化、避難路整備やモニタリング体制、情報伝達の強化を図るなど、市民の安全、安心の確保に、全力を挙げて取り組んでまいります。</p>	<p>舞鶴市</p>
10	<p>1</p> <p>（関西電力高浜原発1・2号機は、）運転開始から既に40年経過し、最初に予定された期間は無事終了されました。そこで、「現在も何とか健在で、継続出来る事が了解され、許されるならば、引き続き発電を続けたい。」と言われております。</p> <p>この問題は、大勢の人間の生死にかかわる重大な事柄であり、しかも原発と言う事柄等は、実績が浅く、まだまだ経験が少ない為、引き続き運転される事は「安全」の保障が困難であり、未知の分野が多く、その分、明確な確固たる確信の持てる事が出来ない状況でありますので、再稼働には、賛成する事は出来ません。中止させて下さい。</p> <p>当方隣接の一般住民には、善良で毎日努力と苦勞を積み重ね、何百年も働き続け獲得した貴重な人間としての生存権、財産権があるのです。</p> <p>前記の理由により、いくら電気が生活に必要でも「安全」を脅かしてまで再稼働する必要はないと考えます。また、万一強硬に再稼働して、隣接する住民に被害や損害を与えた場合、その補償は無条件で全て受け持つ事を承認すると共に、確認される事を条件として下さい。</p>	<p>・まず、原子力発電所については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、新規制基準に適合すると認められた原発のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら、再稼働を進めることとしています。</p> <p>・その上で、政府と事業者は、万が一の事故に際して、それぞれの立場における責任を有しており、万が一事故が起きた場合にはその責任を全うすべく対応します。</p> <p>・具体的には、政府には国民の生命、身体及び財産を守るという重大な責務があることから、万が一事故が起きた場合には、原子力災害対策特別措置法など関係法令に基づき、原子力災害対応に責任をもって対処します。</p> <p>・一方、事業者は、原発の運転主体として、炉を安全に運転する責任を有していることから、万が一事故が起きた場合には、迅速に事故収束にあたります。</p> <p>・このような方針のもと、原発の再稼働に関しては、立地自治体等関係者の理解と協力を得られるよう国も前面に立って取り組んでまいります。</p>	<p>資源エネルギー庁</p>

11	1	舞鶴市と高浜原発は距離的に極めて近く、産業的結びつきも高い。又、人口は高浜町よりも多いにも拘らず、同意権（再稼働）がない。地元の定義を見直し、30km圏の自治体（京都府、舞鶴市）に同意権を認めるべきと思うが如何？	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が立地地域等の関係自治体と締結する協定の範囲や内容については、各地の事情が様々であることから、そのあり方について国が法令等によって一方的・一律に決めることはしておりません。 ・しかし、当然のことながら、国としては、周辺自治体の方々も含めて、再稼働に係る国の方針や取組内容等についての丁寧な御説明を行い、皆様のご意見を踏まえて、取組の内容を改善していくことが必要であると考えています。 ・今後とも、周辺自治体の皆様のご意見・ご要望をしっかりと汲み取ることができるよう、双方向のコミュニケーションに取り組んでいきます。 	資源エネルギー庁
	1-2	同意権の拡大（京都府、舞鶴市）に消極的なら、誰でも参加発言可能な住民説明会を定期的に（年3～4回）に実施すべきと思う。（再稼働の為の説明会でなく、住民の安全、安心の説明会にすべし）	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電の重要性、40年超運転の必要性、安全に対する取組等について、立地地域、周辺地域のみならず、安定かつ安価な電力供給の恩恵を受けている消費地も含めて国民の皆様の理解が深まるよう理解活動に取り組むことが重要です。 ・こうした観点から、電力消費地も含めた各地域において、シンポジウムや説明会を開催するとともに、地元の要望を踏まえながら、関係自治体における住民説明会等で説明を行うなど、政府として、様々な機会を通じて理解活動を進めているところです。 ・引き続き、自治体を始め関係者の声にしっかりと耳を傾けるとともに、国民の皆様に丁寧な説明を尽くし、幅広い理解が得られるよう、取り組んでまいります。 	資源エネルギー庁
11	2	使用済核燃料やその廃棄物の処分場のない中で、原発再稼働が出来ても20年。出来ないリスクも高い中で、巨額の再稼働投資するよりも、将来性のある再生可能エネルギーに投資する方が良いのでは。早急にエネルギー計画を（再エネ比率高く、原子力は極力低く）見直すべきと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーミックスは、単一の完璧なエネルギー源がない中、3E+S、すなわち、①安全性（Safety）の確保を大前提に、②経済性（Economic Efficiency）、③気候変動（Environment）の問題への配慮、④エネルギー供給の安定性（Energy Security）の政策目標をバランスよく同時に達成するあるべき姿としてお示したものです。 ・エネルギーミックスの策定にあたっては、パブリックコメントに加え、検討段階からHP上でエネルギー政策に関する御意見を募集し、審議会で資料として配付し、議論の参考にしていただくなど、様々な方から広く御意見を伺いました。 ・エネルギーミックスの実現に向けた取組は、着実に進展しているものの、まだ道半ばです。まずは、エネルギーミックスの確実な実現に向けて全力で取り組んでまいります。 ・再生可能エネルギーについては、国民負担を抑制しつつ最大限の導入を進め、主力電源化していくことが基本方針です。エネルギーミックスの再エネ比率は上限値ではなく、これにとどまらない導入を追求してまいります。まずはエネルギーミックスの実現に向けて、再エネ海域利用法に基づく洋上風力の推進や、電力ネットワークの整備や系統利用ルールの見直し・縦割りを排した規制改革などを進めてまいります。 	資源エネルギー庁
	2-2	使用済核燃料サイクル、殆ど絶望的であるのに、再稼働させる意義（大儀）は、関電救済のみなのか、住民視線を重視願います。又、子供、孫への問題の先送りとならぬ様にお考え頂きます。	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料サイクルは、高レベル放射性廃棄物の有害度を低減し、量を減少させることができるほか、資源の有効活用にも有効であるという観点から、我が国の基本的方針です。 ・昨年、日本原燃の六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場が原子力規制委員会の安全審査に合格しました。六ヶ所再処理工場は2022年上期、MOX燃料工場は2024年上期の竣工を予定しています。 ・引き続き、関係者に丁寧な説明を尽くしながら、六ヶ所再処理工場の竣工などの核燃料サイクルを推進していきます。 ・さらに、原子力発電所の再稼働については、いかなる事情よりも安全性を最優先に、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、新規基準に適合すると認められたものについて、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めていきます。 ・政府としては、核燃料サイクルや原子力発電の重要性・必要性について丁寧に説明を尽くすなど、地元のご理解を得られるよう、引き続き取り組んでまいります。 	資源エネルギー庁
1	1	大飯発電所の2基が廃炉になっていますが、原子炉もすべて処分し、原発設置前と同等の状態になったのでしょうか？元通りになっていないのなら、いつごろすべての処理が終了するのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・大飯発電所1,2号の廃止措置については、原子炉等規制法※に基づき、原子力規制委員会の審査を受け、2019年12月に認可された「廃止措置計画」に従い進めていく計画です。 ・この「廃止措置計画」に廃止措置の全体工程を示しておりますが、原子炉等の放射性廃棄物を全て処理・処分し、廃止措置が終了するのは2048年度と計画しております。 ※「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」 	関西電力
	2	高レベル放射能廃棄物をガラス固化体にして、地層処分（最終処分場）すると、説明資料がありました。体積1/4に8,000年で低減ともありましたが、地球に置かず、太陽に打ち込めばどうでしょうか？打ち上げさえ上手くできれば太陽の引力にまかせて、太陽に近づけば太陽が処分してくれると思いますが、不可能でしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的に様々な処分方法（宇宙処分、海洋投棄、氷床処分等）が検討された結果、処分の確実性や国際条約の遵守等の観点から、地層処分が最も適切であるというのが各国共通した考え方となっています。 	資源エネルギー庁

12	<p>3 多門院地区は高浜の4基の原子力発電所から全地点30km内です。同発電所には使用済燃料等放射性物質が、保管されています。4基ともそれなりの基準に沿って安全確保されていると思いますが、何らかの原因で放射性物質が大量に拡散した場合、住人は避難するしかありません。</p> <p>4 当地区は行き止まりの地形で避難路1本で、一方への避難しかできません。さらに、同道路は一部離合不能・山崩れ等の危険性の高い一本道です。放射能事故の際の一時避難場所へ行くのにも心細い道です。安心して通行でき、少なくとも2方向に避難できる避難路の整備を望む。</p>	<p>ご要望として、今後、地域協議会等を通じて申し入れてまいります。</p>	舞鶴市として内閣府へ要望
	<p>4 原発については事故時の住民の避難・救済を含んだ政策を望む。</p>	<p>ご要望として、今後、地域協議会等を通じて申し入れてまいります。</p>	舞鶴市として資源エネルギー庁へ要望
13	<p>1 自動車道、国府市道といった避難道路の整備が未だ不十分のため原発事故があった場合の迅速な避難が困難となつて放射線被曝を免れないことになる恐れがある状況の中にあつても、定められた手続きをとれば40年超原発の運転が可能ということですか。</p>	<p>・運転期間の延長については、電力会社が申請した場合に限られ、原子力規制委員会による通常の手続きに加えて、経年劣化の状況の確認等を追加的に行うことで、通常の再稼働よりも厳しい審査を行うこととなっています。</p> <p>・こうした制度に則り、原子力規制委員会による厳格な審査の結果、運転期間の延長が認められた場合には、政府としてはその判断を尊重することとしています。</p> <p>・なお、避難計画は、原子力発電所を「再稼働する・しない」にかかわらず、地域住民の安全・安心の観点から、策定することが重要です。</p> <p>・自治体が避難計画を策定するにあたって必要な事項は、原子力規制委員会が、IAEAの基準も踏まえて、原子力災害対策指針として定めるとともに、国として、策定当初から、きめ細かく関与し、避難先や避難手段の確保など、前面に立って、自治体の計画策定を支援し、政府全体でその内容を確認・了承することとしています。</p>	資源エネルギー庁
13	<p>2 原発事故が発生したときの情報は、住民に対して最短で事故発生からの何分後に、どのような手段で的確に伝えられるのですか。</p>	<p>・立地市町村で震度5弱以上の地震があった場合（情報収集事態）等には、原子力規制委員会は、原子力施設の安全性を速やかに確認し、その情報を公表することとしています。具体的には、原子力災害対策マニュアル（22頁）において「30分以内を目途として、当該原子力事業所の状況等に関して緊急時の情報提供システムにより第一報の情報発信（メール、ホームページによる公表等）を行う」としています。緊急情報メールによる情報発信は、登録された方が対象となります。</p> <p>・原子力災害対策マニュアル https://www.kantei.go.jp/jp/singi/genshiryoku_bousai/pdf/taisaku_manual.pdf ・緊急情報メールサービスの登録方法 https://kinkyu.nsr.go.jp/regist_kinkyu.html</p>	原子力規制庁
14	<p>1 40年超の稼働を踏まえて、当初の設計時に余裕を持って設計されていたことは理解しますが、その余裕は40年超の稼働を想定したものであるのか。設計時の安全率として設計計算結果に対し、倍率（安全率 3とか4）で想定しているものを指して余裕と言われているのでしょうか。</p>	<p>・原子力発電所の機器は、長期間運転した場合に想定される劣化の進展に対する余裕を持っており、例えば長期間機器を使用しますと、運転操作に伴い繰返し力が加わりますので、材料に疲労が蓄積し割れが発生することが想定されますが、機器の設計時には、プラントの起動・停止を200回繰り返しても疲労による割れが起きないことを十分な余裕（割れが発生するしきい値よりも低いこと）を持って確認できております。実際の起動・停止回数は60年間運転しても100回程度にしかならないと考えております。</p>	関西電力
14	<p>1-2 回答を頂きありがとうございます。追加質問として、質問の主旨とすることは、原子力プラントとして40年超の稼働を踏まえた設計であったかどうかという点です。当方が思案するには具体的に何年稼働とは想定されてなかったかもしれませんが、それに代わるものとして余裕代（安全率を意図している）をどの程度織り込んで設計されていたのでしょうか。その上で、種々点検検査された結果を踏まえて、40年超の稼働が可能で十分に安全であると判断されたことかと思ひます。この余裕代を、どのように設計時に検討されたのかを説明を頂きたい次第です。</p> <p>なお、繰返し疲労の蓄積によるダメージがあり、その点については疲労蓄積の原因として、起動停止を200回の繰返しという定量的な物差しで定義されて、安全であるという説明は理解しました。ただ、それ以外のファクターもあるはずで、それらについても余裕代がどのように定義されているかという点も含みます。</p>	<p>・原子力発電所には様々な種類の機器があり、また、想定される劣化事象も様々であるため、共通的にお答えすることが難しいですが、設計時に余裕をもって設計された機器が、60年運転時点においても適切なメンテナンスを継続することで、十分な余裕をもって安全性が確保されることを確認しています。</p> <p>・例えば、発電所に使用されている配管の中には、炭素鋼と呼ばれる材料を使用している配管がありますが、高温水が流れている炭素鋼製の配管においては、流れ加速型腐食と呼ばれる劣化事象により、配管の厚みが徐々に減少していくことが想定されます。</p> <p>・設計時には、ある程度の厚みの減少に耐えることができるよう、配管の厚みに余裕を持たせて設計されていますが、メンテナンス活動として、配管の厚みが減少しやすい箇所を中心に厚みの測定を継続的に実施しており、厚みの減少が進行してきたら取り替えを行うことで、安全性を確保しています。なお、ここで説明した炭素鋼製の配管は、原子炉容器に接続される配管には使用されていません。</p>	関西電力
		<p>・原子炉容器の脆化については、原子炉容器の金属壁より燃料に近いところに設置されたサンプル（原子炉容器と同じ材料で造られた試験片）を計画的に取り出し、現時点での劣化の具合やねばり強さを実際に計測して、その監視試験で得られたデータなどを用い、20年後の原子炉容器の金属が持つ抵抗力を予測した上で、この抵抗力の予測値と、事故における急速な温度低下により発生する破壊力の計算値を比較して、20年後の抵抗力が上回っている（＝壊れない）ということを確認されています。（抵抗力と破壊力の比較のグラフは、住民説明会資料の47、48ページに掲載されています。）</p>	舞鶴市

14	2	40年超60年までの稼働のため、安全対策や検査点検及び部品の交換が行われていることは理解します。ただ、交換できない部品、特に原子炉容器については探傷検査等で傷の有無が確認されていますが、それは定量的にどのレベルで無いと判断されているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・中性子の照射によりねばり強さの低下（中性子照射脆化）が想定される原子炉容器の胴体部分（炉心領域部）に対しては、超音波探傷検査を実施し、傷がないことを確認しています。この超音波探傷検査は、国の事業「超音波探傷試験による欠陥検出性及びサイジング精度に関する確認試験」により深さ5mm程度の傷であれば十分検出可能であることが確認されています。 ・原子炉容器の事故時の安全性確認に際しましては、点検で見つけることが可能な傷よりも更に大きい深さ10mmの傷があることを仮定し、あえて破壊力が大きくなるようにして評価しておりますが、それでも壊れないことが確認できています。 	関西電力
	2-2	傷に関し定量的に説明して頂き、イメージとして理解しました。深さ10mmの傷でも安全が確認されている点に関して追加質問ですが、通常運用時には問題無く安全ということであると思慮しますが、万が一イレギュラーなケースが発生しかつ10mmの傷がある場合には、どの程度ことが発生すると想定されているのでしょうか。技術的に全てを満足する設計ができないことは理解していますが、40年超の原子炉であり交換ができない原子炉容器である以上、想定できうる可能性についても考慮すべきではと思う次第です。	<p>原子炉容器の安全性を確認する際には、通常運用時だけではなく、事故時においても安全性が確保されることを確認しており、この際に10mmの傷の存在をあえて仮定しています。</p> <p>具体的には、例えば原子炉容器に接続されている配管が何らかの理由により瞬時に破断してしまい、原子炉容器に緊急注水がなされ大きな熱衝撃が加わる事故が発生している最中にさらに大きな地震が発生するような状況においても原子炉容器が壊れないことを確認しています。原子炉容器に接続されている配管は、実際には瞬時に破断が起こらないよう十分な靱性（ねばり強さ）が確保されているため、このような事故は起こり難いと考えており、またそのような起こり難い事故の最中に大きな地震まで発生する可能性は極めて小さいと考えていますが、原子炉容器の安全性を確認する際には、このような実際には起こり難い状況においても安全性が確保されることまで確認しているものです。</p>	関西電力
14	3	また、原子炉容器は高温、高圧にさらされていますので、特に母材や溶接部の傷の有無だけではなく他の可能性も考慮する必要があるのではないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会資料では、特にご心配の声が多い中性子照射脆化に対する評価を例に60年運転の安全性を説明させていただいておりますが、ご質問の通り、原子炉容器に想定される劣化は他にもあります。 ・60年運転の安全性を確認するための評価では、原子炉容器に想定される劣化を全て洗い出し、原子炉容器の安全性が損なわれるような劣化がないことを確認しております。 ・想定される劣化を洗い出すに当たっては、国内外の研究や運転経験等を調査し、抜けがないようにしております。また、想定される劣化は日本原子力学会にて専門家の方々においても検討がなされており、「原子力発電所の高経年化対策実施基準」と呼ばれる文書として取りまとめられていますので、こちらの文書も参照して確認を行っております。 <p><参考：原子炉容器を評価する際に考慮した劣化事象の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・炉心領域部（燃料に近い位置）の中性子照射脆化 ・ノズル等構造不連続部の疲労割れ ・材料としてニッケル基合金を使用している箇所の応力腐食割れ 	関西電力
	3-2	劣化の中で中性子脆化が最もプライオリティが高いことであるために、その点を主に説明されたものと理解しました。追加質問として、「原子力発電所の高経年化対策実施基準」では、原子炉容器に関しては中性子脆化以外で幾つもの項目の劣化について定義されているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力発電所の高経年化対策実施基準」では、高浜1、2号機と同型（加圧水型軽水炉）の原子炉容器の評価に際して考慮する経年劣化事象として以下のものが記載されています。 ・胴部の中性子照射脆化 ・ノズル等、構造不連続部の疲労割れ ・胴部等に対するステンレス鋼内張り下層部のき裂 ・上部胴フランジと上部蓋フランジのピッチング ・ニッケル基合金使用箇所の応力腐食割れ ・スタッドボルトの腐食 <p>・60年運転の安全性を確認するための評価（高経年化技術評価）では、これら全ての経年劣化事象に対して評価を行い、それぞれの経年劣化事象に応じた検査や監視試験等、適切な保全活動を継続することにより、安全性を維持できることを確認しました。なお、これらの経年劣化事象が必ず発生するというものではなく、検査などの保全活動により安全性が維持されていることを確認していくものです。</p>	関西電力
14	4	今後60年間の稼働の間の機器・設備の劣化について、想定できうる範囲で対処されていることは理解できます。ただ、劣化の進捗が想定と合致しているかを検証するのは容易ではなく、今まで40年間と同じ検査・点検の要領や周期とは異なることと思いますが、具体的にどのようなことが実施されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、40年を超えて運転を続けるにあたり、中性子照射脆化などの重要な劣化事象の進展を適切に把握するために従来より点検間隔を短くする必要があるかどうかを検証しています。その結果、従来通りの点検間隔で劣化の進展を把握できると結論づけ、原子力規制庁もこれを妥当としています。当然、今後の点検で想定を超える劣化が確認されれば、点検間隔を見直す必要があり、その状況は検査等で確認していきます。 	原子力規制庁
	4-2	点検の間隔にも留意されている点については、理解しました。ただ、特に劣化確認に重視される項目やその点検間隔はどのようなものか、具体的にどのように想定（点検間隔を見直す必要と判断する場合）されているのでしょうか。また、中性子照射脆化が注視されていますが、原子力発電システムもある種のプラントと考えると、他にも重視すべき点があるのではないかと考えますが。	<ul style="list-style-type: none"> ・お尋ねの内容に関しては、住民説明会資料を参照ください。また、説明会において、原子力規制庁が説明されておりますので、公開しております動画をご覧くださいとより分かりやすいと考えます。 以下は、住民説明会からまとめさせていただいたものです。 ・劣化状況評価については、説明資料14ページにあるように、温度や圧力が上がったり下がったりすることによって割れが発生する低サイクル疲労やステンレスが熱を浴びてねばりがなくなる2層ステンレス鋼の熱時効、電気計装部分の絶縁低下などがあります。こういった評価を踏まえ、事業者は長期管理指針として、資料の15ページにあるように、第5回の監視試験を50年目までに実施すること、耐震安全性のためのサポート改良を適切な時期に行うこと、ケーブルの絶縁低下で一定の性能が落ちる前に交換すること、稼働回数の制限を超えないように管理することを定めており、原子力規制委員会では、事業者の保守管理の実施状況について、原子力規制検査において厳正に確認していきます。 	舞鶴市

	1	<p>原子力発電について、将来的には依存低減との説明をいただきましたが、やはりどこまで行っても「危険」なエネルギーであることは変わりないと考えます。想定による安全確保には限度は無く、既に温暖化で世界的にも異常気象が確認されている現代においては、とても将来性があるエネルギーとは思えません。運転するため、残すための費用や労力、そして安全管理は、今回の説明会でも見えましたが、電力会社にとっても相当な負担であり、引いてはそれが消費者への負担にもなるのでは、何処まで行っても住民には危険と負担があることは否めないと思います。まず原則として「原発ゼロ」は将来的に目指すべきと考えますが。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電の活用は、安全対策工事による費用負担も生じる一方で、火力発電が抱える燃料輸入の地政学的なリスクや燃料費の負担を減じることにより、国全体のエネルギーコストの軽減、そしてエネルギー自給率の向上に貢献します。また、運転時の温室効果ガスの排出がなく、気候変動問題への対応にも貢献します。したがって、安全確保を大前提として、原子力発電を活用していくことは欠かせないと考えています。 ・このため、いかなる事情よりも安全性を最優先に、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、新規制基準に適合すると認められた原子力発電所について、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めることとしています。 ・その上で、厳格な安全規制の運用、原子力災害対策の不断の改善はもとより、安全性の向上に向けた革新技術の開発やリスク管理能力の高度化等に向けて、しっかりと取り組んでいきます。 	資源エネルギー庁
	2	<p>そして、今回の説明会で相当な費用・労力をかけて高浜1・2号機の施設整備等がされたことは理解しましたが、それだけの負担をかけるならば「再生可能エネルギー」、例えば「水素発電」などの新しいものに投資できるのではないかと、技術的にも原子力発電を安全に管理するならば可能ではないかと考えます。「安定供給が難しい」とのお話もありましたが、水素は一定安定したものとなるでしょうし、太陽光等の再生可能エネルギーと組み合わせるとともに、「蓄電」の技術も導入するなどして、安定化は可能ではないかと考えます。そしてこれらの転換には、原子力発電を推進してきた国により一定負担をして、電力事業者が実施できるようにすることも必要だと思います。今現在、再生可能エネルギー推進などについて需要者に負担がされていますが、本来は「国是」として、国が負担すべきと考えます。これらにより、事業者、需要者共に持続可能で「カーボンニュートラル」を目指すことができるのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の乏しい日本においては、再エネ、天然ガス、水素、原子力等の多様なエネルギー源をバランスよく活用していくことが重要です。こうした考え方の下、エネルギー基本計画においても「再生可能エネルギーや水素、CCS、原子力等、あらゆる選択肢を追求する」との方針を明記しています。 ・再生可能エネルギーの普及に向けた費用負担のあり方については、今後とも随時検討を行ってまいります。将来の最大限の導入に向けては、革新的なイノベーションを実現し、発電コストの大幅な引き下げや供給の安定化を進めていくことが鍵となります。国としても、実用化を見据えた研究開発に積極的に取り組んでいきます。 	資源エネルギー庁
15	3	<p>これらについてご意見を伺いたいとともに現段階で、「再生可能エネルギー」、特に水素を使ったエネルギー利用についてどこまで考えられておられるか、どのような分析をされているか伺いたい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水素は、再生可能エネルギーだけでなく、化石燃料も含めて多様なエネルギー源からも製造することができます。その利用先も、発電や輸送、産業分野等多岐に渡ります。 ・多様な分野で、水素の積極的な活用を行うことは、脱炭素化に必要な不可欠ですが、現時点ではコストの高さが課題となっています。 ・導入量の拡大を通じたコスト削減を図るため、多様な分野における水素の利活用を促進すべく、技術開発や実証、機器の導入といった取組を支援していきます。 	資源エネルギー庁
	4	<p>また、「60年」を迎えた場合、その時、その後がどうなるか（即廃炉になるのか）も教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の原子力発電所の運転期間は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた国会審議の過程で、原子炉等規制法に追加されました。この規定では、運転期間は40年、運転期間の延長は1回に限る（最長20年）とされており、60年を超える運転は認められていません。 	原子力規制庁
	5	<p>高浜発電所1・2号機について、相当に安全対策を行われたことについて、一定説明会において理解をしました。そのうえで、そもそも原子力発電をこれほどまでに稼働させる、残すメリットが本当にあるのかを疑問に思っています。事業者にとっても相当な負担になっているのではないかと、そしてそれが消費者への負担につながるのではないかと危惧しています。そして、相当な安全対策をされたとの内容でしたが、「想定外」のことが起きるのが現実です。冗談ではなく、「ゴジラが来て大丈夫」くらいに言えるほどの頑強さ、安全性が必要なのではと考えます。事業者として、キリの無い安全性の確保について、原発の将来性について、及び、水素など「再生可能エネルギー」への事業者としての転換の考えは無いのか、伺いたいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力の将来性については、国としても安全性を全てに優先した上で長期的な需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源として位置づけられています。 ・原子力発電とは別に、再生可能エネルギーは、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーであると考えています。 ・当社は、これまで太陽光発電や風力発電の新規開発等を進め、再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進してきました。 ・2030年代には国内外の再生可能エネルギー電源の設備容量600万kW、国内外で200万kW以上の新規開発を目標に取組を進めており、引き続き、自社開発を進めることに加え、他事業者との共同開発等更なる取組を加速させ、お客さまのご期待や社会の要請にお応えしてまいります。 ・なお、電力には火力、原子力、水力を始め再生可能エネルギーがありますが、いずれの電源にも一長一短があり、太陽光や風力といった自然エネルギーをもとにした電源については気象に左右され安定した電力が得られない場合もありますので、国が進めるエネルギーミックスが現時点ではベストであると考えます。 	関西電力

	<p>高浜原発1・2号機の審査結果について、ご説明いただき、基準をクリアしていることが分かりました。そのうえで、先日の大阪地裁での判決もそうだと思いますが、どれだけ科学的根拠を突き詰めても、将来のことは誰にも想定できないと考え、何処まで行っても原発は「危険」なものであることは変わりがないと考えます。「想定外」のことが起きるのが現実です。</p> <p>6 当然、今後とも常に規制基準の見直し、そのうえでの審査も続けられることかと思いますが、どこかで「限界」も見極める必要があると思います。それ行こうが、規制委員会にもなられるのではと考えます。事業者からは「稼働したい」として当然申請はあると思いますが、決して稼働ありきにならない国民、住民の立場に立った、厳格な審査、基準の見直しを引き続きお願いしたいと思います。</p>	<p>ご要望として、今後、地域協議会等を通じて申し入れてまいります。</p>	<p>舞鶴市として原子力規制庁へ要望</p>
	<p>1 原子力の比率22%にするためには、40年超えの原発もすべて再稼働しなくてはならない。現実的にそんな計画が国民の理解をえられると考えているのか。</p>	<p>・再稼働を進めていくにあたっては、40年超運転も含めて、いかなる事情よりも安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会の下で厳格な安全規制を行っていくこと、国の関係府省庁が連携して原子力災害対策の不断の改善に取り組んでいくこと、そして、エネルギー自給率の向上や経済効率性の改善、気候変動問題への対応を進めて行く上で、原子力の活用が不可欠であることをご説明していくことが必要と考えています。</p> <p>・今後とも、こうした点について、あらゆる機会を捉え、多くの方にご理解をいただくよう、粘り強く取り組んでまいります。</p>	<p>資源エネルギー庁</p>
<p>16</p>	<p>「いかなる事情よりも安全性を最優先」するために、「原子力規制委員会のもとで厳格な安全規制を行ってゆく」とされている。しかし「新規規制基準は原子力の安全を保障するものではない」、原発の安全神話が崩壊したと事故が起こったときの対応を決めたものだ。新規規制基準に合格したことをもって安全が保障されたものではない。また世界一厳格な新規規制基準などという言葉で新たな安全神話を振りまき、国民に原発は安全だと思わせる根拠に使うことはやめてほしい。「エネルギー自給率の改善、気候変動問題への対応をすすめることは大切だが、そのために「原子力の活用が不可欠」だとするのは誤りだ。原発事故は、いったん発生すれば人類の存亡にかかわる影響をもたらす。ベースロード電源は原発でなく再生可能エネルギーでまかなえる。原発事故は、予期せぬ自然災害や人間の判断ミスで事故がおきる。原発を稼働を止めることが絶対の安全だ。エネルギー源がない日本は原子力が必要だという考え方は、原子力以外の選択肢を否定しているが、かつて発生した工事費の還流問題で明らかとなったように、原発は一部の人の大きな利権となっている。エネルギーという言葉で原発を推進する人たちにあって原発は絶対になくするわけにはゆかないのだ。</p> <p>1-2</p>	<p>・福島第一原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、このような事故を二度と起こさないよう努力を続けていかなければなりません。</p> <p>・その上で、資源の乏しい日本においては、安全確保を大前提とした上で、安定的かつ安価な電気の供給、気候変動問題への対応などを考えれば、原子力発電の活用は欠かせないと考えています。</p> <p>・原子力の利用にあたっては、いかなる事情よりも安全性を最優先に、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、新規規制基準に適合すると認められた原子力発電所について、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めることとしています。</p> <p>・さらに、安全規制を充足することだけに満足することなく、産業界での取組等を通じて、更なるリスク管理の高度化を進めていくよう、責任を持って原子力事業者を指導してまいります。</p>	<p>資源エネルギー庁</p>
	<p>2 避難計画について 避難集結場所に高齢者はどうして行くのか、体育館は入れない、どこに集まる、バスは来るの、余内小学校のようにバスのこれないところはどうか、ヨウ素剤は全員に配れるのか。</p>	<p>・原子力災害の備えに「終わり」や「完璧」はなく、常に改善を続けることが重要です。関係自治体と一体となって、継続的な訓練等を通じて、避難計画の実効性がより向上するよう、更なる充実・強化に取り組んでいるところです。</p> <p>・避難集結所へは、支援者がいらっしゃる方は、支援者の同行で、また支援者のいらっしゃらない方は、市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力の下、行っていただくこととしております。</p> <p>・バスの確保については、必要な輸送能力に応じ、京都市内バス会社へ要請し確保することとしておりますが、京都市内の輸送手段では不足する場合は、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達することとしております。また、不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施することとしております。</p> <p>・安定ヨウ素剤については、緊急配布に備え、京都市は計62箇所の施設に合計で丸剤401,000丸剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤14,700包を備蓄しています。また、緊急配布は京都市及び市町職員が、備蓄先より一時集結場所等（計93箇所）に設置する緊急配布場所に搬送の上、順次配布することとしております。また、国は、安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しております。</p>	<p>内閣府</p>

<p>16</p>	<p>示されている避難計画は実際には避難が不可能な計画だ。舞鶴市に回答してほしい。</p> <p>① 避難集結場所まで歩いてゆけない高齢者はどうするのか、家族や近所の人が自家用車で送っても、自家用車の駐車場所がない、道路に止めれば交通渋滞の原因になる。駐車場問題は高齢者のみならず、家族で避難集結場所に行った場合でも同様のことが考えられる。どうするのか。</p> <p>② バスは、言われるようなやり方で台数は確保できるかもしれない。福島では、運転手が放射能に汚染された地域に行ってもらえなかった。燃料補給のタンクローリーなども運転手が汚染地域には行ってくれなかった。そこで福島では、住民の中で大型免許を持っている人を探してほしいのだ。事前に登録するなどしておけばいいのではないかと。また余内小学校のように学校までバスが入れない避難集結場所の、バスへの乗車をどうするのか。何十台ものバスを周辺道路に止めれば、交通渋滞の原因となることは明らかであり、実際には避難集結場所としての機能が果たせず見直しが必要ではないか。</p> <p>③ 安定ヨウ素剤は、避難集結場所での問診の上で配布するとしているが、訓練では一人にかなりの時間がかかることが明らかとなっている。また問診をする医療従事者の配置を考えているのか。混雑する現場で既往症などの聞き取りも不十分になる。希望者には事前に配布し服用することが、副作用を心配するならば、むしろ最善の方法ではないか。</p>	<p>①避難時集結場所まで自家用車を使用する場合は、渋滞を避けるため、できるだけ乗り合わせて集合いただくようお願いしております。駐車場については、近隣のグラウンドや公園を利用する等、できる限り駐車スペースを確保するよう対応してまいります。</p> <p>②舞鶴市の避難計画においては、UPZでは、放射性プルームが通過している間に屋外で行動すると、かえって被ばくリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続し、プルーム通過後に、緊急モニタリング結果等に基づき、段階的に避難することとしております。また、避難を円滑に行うため、関係府県・市町・府県警察等が車両誘導や交通整理・規制を行うこととしています。余内小学校を含め、避難時集結場所におけるバスの運行方法を検討しているところであり、今後とも、訓練等を通じ、国や京都府、関西広域連合等と連携を図りながら、より実効性の高い住民避難計画となるよう、常に見直しを進めてまいります。</p> <p>③安定ヨウ素剤は、1回限りの服用を最も効果のあるものとするためには、服用のタイミングが極めて重要であります。UPZでは、国の「原子力災害対策指針」において、避難と併せて配布し、国の指示に基づいて服用することとされていることから、避難時集結場所等において配布し、服用をしていただくこととしております。配布にあたっては、保健師を配置するよう計画しており、毎年、訓練等を通じて迅速に配布できるよう取り組んでおります。</p>	<p>舞鶴市</p>
<p>3</p>	<p>今のコロナ禍のもと、放射能被曝とコロナの感染を避けるにはどうするのか。</p>	<p>・ 一般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められることから、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととしています。具体的には、避難等の過程及び避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を実施することとしています。</p> <p>・ これらの新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について、本年6月2日に関係自治体に通知しています。</p> <p>・ また、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する際に留意すべき点等を示した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を策定し、本年11月2日に関係道府県に通知しております。</p> <p>更に、これらの取組がより実効性のあるものになるよう、国としても、必要な資機材の整備等に係る支援を行っているところです（「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（内閣府地方創生推進室）の活用を基本に、内閣府（原子力防災）としても支援を実施）。</p> <p>・ 引き続き、訓練等を通じ、関係自治体と一体となって、感染症流行下での原子力災害対策の具体化・充実化を図り、各地域の原子力防災体制の更なる改善に努めてまいります。</p>	<p>内閣府</p>

16	3-2	<p>コロナ禍のもとでの避難をどうするのか、具体的な避難計画の見直しが必要、密を避けるコロナ感染防止と、放射能が入らないよう密が求められる自宅待とは、正反対の対応が求められる。避難集結場所に3000人あまりの人が詰めかけ、3密にならないスペースは確保できるのか。できないなら避難計画を再検討すべきだ。国の回答はすべて自治体任せできわめて無責任と感じる。対応しなければならぬのは舞鶴市、放射能被曝にさらされる市民と職員の命を守るための計画の見直しが必要だ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められることから、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととしています。具体的には、避難等の過程及び避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を実施することとしています。 ・これらの新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について、6月2日に関係自治体に通知しています。 ・また、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する際に留意すべき点等を示した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を策定し、11月2日に関係道府県に通知しております。 ・本ガイドラインでは、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する際に留意すべき点等を、感染症の専門家、関係機関（原子力規制庁、内閣府（防災担当）、厚生労働省、国土交通省）の助言を得ながら、具体的に記載しています。 ・更に、これらの取組がより実効性のあるものになるよう、国としても、必要な資機材の整備等に係る支援を行っているところです（「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（内閣府地方創生推進室）の活用を基本に、内閣府（原子力防災）としても支援を実施）。 ・原子力災害への備えに「終わり」や「完璧」はありません。避難計画については、実効性をより高めるために、国や関係府県等により防災訓練を実施するなどし、計画の不断の改善を進めていくとともに、引き続き、訓練等を通じ、関係自治体と一体となって、感染症流行下での原子力災害対策の具体化・充実化を図り、各地域の原子力防災体制の更なる改善に努めていきます。 	内閣府
16	4	<p>40年超え稼働している原発が安全だという根拠は何か。定検で配管はすべて交換したとされたが、高い放射線量の原子炉内の配管は取り替えられない。原子炉そのものも交換できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・60年運転の安全性を確認するための評価では、原子力発電所の安全上重要な機器の全てについて、想定される劣化を全て洗い出し、想定される劣化に対して適切なメンテナンスを続けることで、安全性が損なわれるようなことがないことを確認しております。 ・取り替えが難しい原子炉容器についても同様に、60年間運転した場合に、どれだけ劣化が進捗するのかを確認し、60年間程度の劣化であれば、安全性が損なわれることがないことを確認しております。 ・今後も引き続き定期検査や10年毎に定期的な検査を実施し、メンテナンスを継続するとともに、国内外の最新のデータを常に取り込み、安全性の維持に努めてまいります。 	関西電力
16	4-2	<p>40年を超えた原発も安全と関西電力は答えている。取り替えが難しいのは原子炉だけでなく、原子炉内の配管もそうである。過去のデータ改竄や工事費の還流問題などひきおこしてきた、関西電力の説明は納得できない。40年間、中性子と高温・高圧にさらされてきた原子炉内の配管が、安全だとして言い切れるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・60年運転の安全性を確認するための評価（高経年化技術評価）では、原子炉容器だけでなく、配管を含め安全上重要な全ての設備に対して評価を行っています。 ・配管は原子炉容器の外側に接続されていますので、原子炉容器ほど多量の中性子が照射されるわけではありません。一方で、ご質問の通り高温・高圧の環境にさらされますので、例えば運転操作により温度・圧力が繰返し変動することで疲労割れと呼ばれる劣化事象が発生しないよう運転操作の履歴を管理するとともに、検査を実施することで、安全性が維持されることを確認しています。 	関西電力
16	5	<p>40年を超えて中性子と高温高圧にさらされてきた、原子炉内の配管や原子炉そのものが安全だとしていえるのか。普通のコンクリートでも50年を超えると劣化が激しくなる。規制委員会が説明した劣化がないとの評価は疑問だ。どうして原子炉だけは異なるのか説明してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、コンクリートのサンプル（原子炉格納容器内のものを含む）を採取し、圧縮強度試験等を行い、想定を超える劣化がないことを確認しています。また、今後の劣化の進展について、実験等から得られた科学的知見に基づき評価し、その場合でも必要な強度等が確保されると判断しており、原子力規制庁もこれらを妥当としています。 	原子力規制庁
16	6	<p>住民説明会という以上誰もが参加でき質問や意見も言える形で開催すべきだと思います。質問者があらかじめ決まっておき、これで市民の意見を聞いたということになるのでしょうか。そうではないと思います。そのためにこのような形で意見が求められていると思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の住民説明会については、市全域から広く説明を聞いていただきたいと考え、自治会長様や関係機関・団体の代表者とさせていただいたものです。説明会の様子については、インターネットで広く公開するとともに、各公民館等でDVDの貸し出しや視聴ができるようにさせていただき、質問や意見についても、12月16日まで受け付けさせていただいたところです。国と関西電力の説明を分かりやすく丁寧にお知らせし、質問や疑問にお答えする機会を設けられたものと考えております。 	舞鶴市
16	6-2	<p>市全域の代表に広く説明をしていただくのはいいが、なぜ自治会長や関係機関、代表者なのか、希望者全員が参加でき質問もできるようにすべきだ。インターネットで視聴できる市民は何割あるのか、調査したことがあるのか、避難計画の時も草草だったが、説明の届かない市民が圧倒的に多い。くりかえし行うべきだ。国や関電もできない理由はないはずだ。できないというのなら、市民が納得するまで説明するというのは嘘だったということになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の住民説明会については、地域の代表である自治会長様や関係機関・団体の代表者とさせていただくことで、市全域において広く説明を聞いていただきたいと考えたものです。説明会の様子については、インターネットで広く公開するとともに、各公民館等には視聴ができる機器を設置し、また、DVDの貸し出しを行い、誰でもご覧いただけます。 	舞鶴市
16	7	<p>質問意見のフォームがつけられていますが、今一つ使い勝手が悪いので一考をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。 	舞鶴市

	<p>40年を超えた原発と超えない原発は全く違うと思います。40年を超えた原発の事故の可能性は極めて高いと言えます。30キロ圏内にある舞鶴市はいったん事故が起こればゴーストタウンと化します・だから再稼働の大前提は安全だと言われます。絶対事故は起こらないと言われていた福島でも事故は起こりました。国や関西電力が安全だと言っても事故は起こるかもしれません。少しでも可能性があるなら動かさないのが一番安全です。市民の安全を守るために、どうすればいいのか、市の職員のみならず、市長任せではなくしっかり考えてほしいと思います。</p>	<p>・市におきましては、再生可能エネルギーが、主力電源となるまでの間は、福島事故を教訓に、抜本的に見直され、世界で最も厳しい水準の「新・規制基準」に適合すると、国において、認められた原子力発電所については、いかなる事情よりも、安全性を、すべてに優先させることを、絶対条件に、一定の期間、頼らざるを得ないものと認識しております。京都府の地域協議会において、高浜発電所を現地視察するなど、国と関西電力に対し、徹底的に「40年超え施設の安全対策」について確認してきたところであり、住民や市議会の意見等を十分に踏まえ、総合的に考慮し、責任ある判断をしまりたいと考えております。</p>	<p>舞鶴市</p>
<p>16</p>	<p>再生可能エネルギーが主力電源となるまでの間、原子力をベースロード電源にする、安全の保障は、福島事故で見直された世界で最も厳しい水準の「新・規制基準」に適合しているから大丈夫だというのが、それは誤っている。ヨーロッパでは常識となっている燃料のメルトダウン時のコアキャッチャーについて、新規規制基準ではどうして触れていないのか。また、田中前規制委員長の「審査に合格したと言うことは安全だと言うことではない」という発言をどうとらえるのか、再生可能エネルギーが主力電源となるまでの間を原子力でのいうのなら、いつまでと期限を切るべきか。それをしないままで原子力と言うのは方便ではないのか。筋の通らない国の方針が、具体的なところはすべて自治体に丸投げしているという基本がわからない訳じゃないが、黙ってはこの構図は解決されない。市民の安全を守るため勇気を持って行動されることを期待したい。</p>	<p>・新規規制基準については、原子力規制庁から「絶対に事故は起こらないという、東京電力福島第一原子力発電所事故以前の「安全神話」に陥らないよう、「安全基準」あるいは「安全である」と規制機関が語ることはしません。新規規制基準への適合によって確かに安全性は高まりましたが、安全の追求に終わりはなく、規制機関、事業者双方が、常に最新の知見に基づき安全性の向上に努めていくことが重要であると考えています」と、回答されているところであり、原子力規制委員会の田中前委員長が平成29年の高浜町における意見交換会で「福島のような事故が起こる発電所には、再稼働の許可はしない」と明言され、また「新規規制基準に適合した発電所において、万が一事故が起こったとしても、福島のような長期の避難を強いられる、家に帰れないようなことはない」と繰り返し述べられているところです。平成29年の大飯発電所再稼働に係る原子力規制庁の説明においても「新規規制基準は、仮に重大事故が起こったとしても、放射性物質の放出が福島第一原発事故の100分の1に抑えられることを要求しており、住民避難等が必要となる事態に至る可能性は極めて低く抑えられていると判断」されているところです。お尋ねのコアキャッチャーにつきましては、相当するものとして、キャベティと呼ばれる設備が設置されているとのこと。詳しくは、高浜3・4号機に係る質疑をご参照ください。(https://www.city.maizuru.kyoto.jp/kurashi/0000001544.html)</p> <p>・国のエネルギー政策については、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言され、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立するとの方針が示されたところであり、PAZに住民が暮らす自治体の長として、住民や市議会の意見等を十分に踏まえ、総合的に考慮し、責任ある判断をしまりたいと考えております。</p>	<p>舞鶴市</p>
<p>1</p>	<p>トリチウムを含む冷却水を垂れ流しているが、安全性の説明がなかった。説明をお願いしたい。</p>	<p>・トリチウムを含む系統水は、発電所内で再利用することにより、海に放出する量をできる限り少なくしています。</p> <p>・液体放射性廃棄物に含まれるトリチウムの濃度は把握しており、排出する場合は、法令はもとより法令基準の1/1,000未満の被ばく線量となるような原子炉施設保安規定の基準値を満足することを確認しています。</p>	<p>関西電力</p>
<p>2</p>	<p>「使用済み核燃料」の説明がなかった。例えば、2020年3月時点で「使用済み核燃料貯蔵量と管理容量」を見ると、高浜原発の管理容量1,730トンに対して貯蔵量が1,290トンである。残り25%しかない。1号機・2号機を稼働したならば、何年で一杯になるのか？その先はどうするのか？すでに「六ヶ所再処理工場」では、一杯(2,970トン)になっている。「使用済み核燃料貯蔵施設」の目的はあるのか？</p>	<p>・管理容量(3,758体)、現在の貯蔵量(2,887体)、年間平均の使用済燃料発生量(約160体)等から計算すれば、稼働後、約5年程度ということになります。</p> <p>・電気事業連合会より、むつ中間貯蔵施設の共同利用の検討に着手したい旨を経済産業大臣に報告し、青森県、むつ市にも説明が実施されています。</p> <p>・地元のご理解をいただいた上で、電気事業連合会において検討に着手することになりますが、当社は、むつ中間貯蔵施設の共同利用の検討に関心があり、参画したい旨を表明させていただいています。</p>	<p>関西電力</p>
<p>3</p>	<p>2015年11月の「住民説明会」そして、今回でも「使用済み核燃料プール」の説明がないのか何故？「他国による武力攻撃」も想定しているのであれば、説明するべきである。炉心が無事であったとしても「使用済み核燃料プール」が破壊すれば、水素爆発するのではないのか。せめて、地震による事故想定はしていないのか？</p>	<p>・使用済燃料ピットは、基準地震動に対する耐震安全性(耐震重要度分類Sクラス)を備えており、格段に高い信頼性を有する安全上重要な設備です。使用済燃料ピットは、使用済燃料の冷却に十分な量の水で満たされており、その水は冷却系統設備により継続的に冷却され通常約40℃以下に保たれています。また、使用済燃料ピットに接続されている配管は、全て使用済燃料の上端よりも高い位置で接続され、万一、これらの配管が破断してもその配管の接続位置よりも水位が低下することなく使用済燃料の冠水状態が維持されることから、使用済燃料の冷却が継続され燃料の健全性が維持されます。</p> <p>・仮に使用済燃料ピットの冷却機能や補給機能が喪失した場合には、発電所構内の各種のタンクや海水から必要な水量を補えるように、必要な手順および電源を必要としない可搬型の注水設備を配備しており、訓練によりその有効性を確認しております。</p> <p>・以上のように、使用済燃料ピットから大量の水が漏れいし可搬型の注水設備による注水によっても水位の低下が継続するような事象に至ることはないと考えられますが、このような事象もあえて想定して、使用済燃料ピットへのスプレイ設備を配備し、これによる使用済燃料ピットへの直接散水による注水を行うことで、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減する対策も講じています。</p>	<p>関西電力</p>

4	<p>「コロナ禍」において、万が一施設内でクラスターが発生したならば、事故時にどの様に対処・対策をするのか？ヒューマンエラーが発生するのではないのか？説明すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事故対応にあたる発電所および協力会社の要員は、体温測定、体調の確認等日々管理をしており、体調不良となった者を事故対応にあたらせることはありません。 ・仮に事故対応にあたる発電所および協力会社の要員※が感染者または濃厚接触者となった場合、所轄保健所の指示に従い、感染者本人および濃厚接触者に対し必要な期間における休務・在宅勤務等を指示するとともに、速やかに所内の消毒作業を行います。その上で、濃厚接触者以外の事故対応にあたる発電所および協力会社の要員の内から必要な要員を確保し体制を維持し、事故対応にあたります。 ・事故対応にあたる要員には、発電所に常駐する初動対応要員と事故後発電所に駆けつける（召集される）者がおり、日頃から事故対応訓練を重ねており、確実に事故対応にあたることができます。 <p>※緊急安全対策要員を指します</p>	関西電力
5	<p>11月29日（日）令和2年度「京都府原子力総合防災訓練」が実施されたが、今回の訓練の大きな目的は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえた訓練である。であるならば、何故「内閣府」が来ないのか？関係市町あるいは京都府と協議して、いるのではないのか？「内閣府」から、実効性のある「コロナ禍」における「避難計画」を説明すべきである。納得の行く回答を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められることから、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととしています。具体的には、避難等の過程及び避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生等の感染対策を実施することとしています。 ・これらの新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について、本年6月2日に関係自治体に通知しています。 ・また、避難や屋内退避等の各種防護措置を実施する際に留意すべき点等を示した「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」を策定し、本年11月2日に関係道府県に通知しております。更に、これらの取組がより実効性のあるものになるよう、国としても、必要な資機材の整備等に係る支援を行っているところです（「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（内閣府地方創生推進室）の活用を基本に、内閣府（原子力防災）としても支援を実施）。 ・引き続き、訓練等を通じ、関係自治体と一体となって、感染症流行下での原子力災害対策の具体化・充実化を図り、各地域の原子力防災体制の更なる改善に努めていきます。 ・なお、訓練や住民説明会には、機会に応じ、対応することとしております。 	内閣府
17 6	<p>今回の訓練を見て思うのだが、「感染者バス」を先ず、確保出来るのか？訓練では「感染疑い想定人数139人」となっている。例えば「マイクロバス」で少なくとも30台「感染者バス」を用意しないと間に合わない事になる。出来るのか？合わせて「その他区分バス」も確保しないとイケないのだが、出来るのか？再稼働の理解を求めるのであれば、「内閣府」は説明する責任と義務がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所が稼働するか否かに関わらず、原発が存在しそこに核燃料がある限り、原子力防災体制を充実・強化することは、地域住民の安心・安全の観点から重要です。 ・バスの確保については、必要な輸送能力に応じ、京都府内バス会社へ要請し確保することとしておりますが、京都府内の輸送手段では不足する場合は、関西広域連合等関係機関が関西圏域の府県及び隣接府県等の関係団体から輸送手段を調達することとしております。また、不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合は、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施することとしております。 	内閣府
7	<p>「放射性物質拡散シミュレーション」（甲状腺等価線量）を何故公開しないのか？又、何故説明しないのか？納得のいく回答を求める。</p>		
8	<p>「希ガス」について何故公開しないのか？福島第一原発では、事故により全量放出されたのではないのか。何故説明しないのか？納得の行く回答を求める。</p>		
9	<p>11月29日（日）令和2年度「京都府原子力総合防災訓練」が実施されたが、問題は「運転手」の確保である。バス運転手の活動条件で、「内閣府」は一般人と同じ1ミリシーベルト（年間被曝限度）であると規定している。500μSv/h（即時避難基準/OIL2）で「避難指示」が発令されるが、これは通常の約1万倍である。この様な高線量地区の「集結場所」にバス運転手が本来に来るのか？「コロナ禍」において「感染者バス」が調達出来たとしても「運転手」の確保が出来るのか？京都府は、「関西広域連合」に協力を求めると言っているが、「コロナ禍」において「運転手」の確保が出来るのか？答えて頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・頂きました内容は、京都府が令和2年6月に公表しました拡散予測結果及び同年11月29日に実施しました原子力災害総合防災訓練に係るもので、御意見等として参考にさせていただきます。 	
10	<p>コロナ禍において、避難受入先施設の感染症対策は出来ているのか、お尋ねする。</p>		
11	<p>避難所において「避難スペース」は感染予防の為、2倍のスペースが必要になる。当然の事、避難所も2倍確保しないとイケないのだが出来るのか？お答え頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なお、拡散予測結果は、一定条件下における結果で、今後、避難計画等の見直しの参考資料として活用すること、また、訓練につきましては、今後開催予定の検証会議を経て、避難計画等の見直しに反映させることとしております。 	京都府

	<p>11月29日（日）令和2年度「京都府広域原子力総合防災訓練」実施されたが、以下に幾つか質問する。</p> <p>①自衛隊が設置している「除染シャワー」だが、見る限り「給湯設備」が無いのだが、発熱者に冷水で除染させるのか？又、除染シャワー汚染水の回収はどのようにするのか？「汚染水回収用ドラム缶」・「回収用水中ポンプ」が見当たらない。</p> <p>②車両除染用「汚染水回収用ドラム缶」が置いてあるが、ドラム缶は確保出来ているのか？京都府に聞いても分からないと言っている。自衛隊が関電に引き渡すとなっているが、そもそも「ドラム缶」はあるのか？</p> <p>③「その他区分バス」と同様に「感染者バス」でも代表者による線量測定のみとするのか？受入医療機関と、どの様な話しがなされているのかお尋ねしたい。</p> <p>④発熱者の待遇が、あまりにもお粗末である。何故、屋外での待機になるのか？何故、屋内に待機部屋を設けないのか？コロナ禍での避難訓練をしているのではないのか？</p>			
13	<p>毎回「事故想定」が「地震（M7クラス）を起因とする」となっているが、お尋ねしたい。</p> <p>PAZ圏内では、「陽圧装置」完備の施設が完成しているが、UPZ圏では一部である。避難人口では、圧倒的にUPZ圏が多い。又、地方は木造家屋が大変多い。屋内退避が有効であると到底思えない。しかも地震により、倒壊の危険性があるても屋内退避するのか？</p>	<p>・屋内退避の有効性については、報告書「原子力災害発生時の防護措置－放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避－について[暫定版]（内閣府（原子力防災担当）、日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター、令和2年3月）」をまとめたところ。</p> <p>・また、地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため、舞鶴市にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施することとしております。また、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することとしております。</p>	内閣府	
14	<p>せめてM7クラスの地震に耐え得る「耐震化工事」が終えている「公共施設」を、一時避難場所として開放するべきではないか？</p>	<p>・地域防災計画において、地震の際には、耐震化工事を終了した指定避難所を災害の状況に応じて開設し、避難者の受け入れを行うこととしております。</p>	舞鶴市	
15	<p>これで、内部被曝を防ぐ事が出来るとは思わないが、コンクリート建屋であれば低減効果は必ずある。内閣府も言っている。国は、施設整備の拡充と「待避所マップ」を作成するべき。</p>	<p>・内閣府としては、原子力発電所周辺地域の要配慮者等が一時的に屋内退避を行う施設の放射線防護対策事業の支援を実施しているところです。</p> <p>・また、災害時において、施設の場所や迂回路情報、避難退域時検査場所に関する情報、近傍のモニタリングポストの放射線量の値等、原子力災害時の対応を円滑に実施できるような情報提供ができるツール（アプリケーション）を、内閣府の支援の下、鹿児島県において開発中です。完成後は、横展開を予定しているため、京都府とも導入に向けた相談をしていきたいと考えています。</p>	内閣府	
16	<p>せめて退避施設に避難した避難者に「安定ヨウ素剤」の配付と服用をさせるべきである。</p>	<p>・安定ヨウ素剤については、適切なタイミングでの服用が重要なことから、UPZにおいては、国の避難指示に基づき、避難時集結場所等において緊急配布し、服用をしていただくこととしております。</p>	舞鶴市	
18	1	<p>高浜原発の燃料プールに保管されている使用済み核燃料の量はどの程度か。</p>	<p>・高浜発電所の使用済燃料ピットに保管している使用済燃料の貯蔵量は、2020年11月末時点で2,887体です。</p>	関西電力
2	<p>このまま別の中間貯蔵施設が見つからなかった場合、仮に1~4号機が稼働したとすると、何年後に満杯になる見込みなのか。</p>	<p>・管理容量（3,758体）、現在の貯蔵量（2,887体）、年間平均の使用済燃料発生量（約160体）等から計算すれば、稼働後、約5年程度ということになります。</p>	関西電力	
3	<p>「年内に中間貯蔵施設の候補地を示す」とのことだが、間に合うのか。</p>	<p>・電気事業連合会より、むつ中間貯蔵施設の共同利用の検討に着手したい旨を経済産業大臣に報告し、青森県、むつ市にも説明が実施されています。</p> <p>・地元のご理解をいただいた上で、電気事業連合会において検討に着手することになるが、当社は、むつ中間貯蔵施設の共同利用の検討に関心があり、参画したい旨を表明させていただいています。</p>	関西電力	
4	<p>大飯原発設置許可取り消しの大阪地裁の裁判要旨で、報道では「基準地震動を策定する際、地質調査などに基づいて設定した震源断層面積を経験式に当てはめて出した地震規模の値をそのまま使用。実際の地震規模が平均値より大きくなる可能性を考慮して設定する必要があるかどうかを検討せず、上乘せもしなかった」とされているが、高浜原発も大飯原発と同様の方法で基準値振動を策定しているのか。</p>	<p>・高浜発電所の基準地震動は、大飯発電所と同様の方法で策定しています。当社は基準地震動の策定にあたり、地震規模を算定する際には、地質調査、地震学的調査、各種物理探査等に基づいて、断層の長さや幅を安全側に設定しています。</p> <p>・また地震動評価に大きな影響を与えるパラメータについても不確かさを適切に考慮しており、安全側に基準地震動を策定しています。</p>	関西電力	

19	1	一部の配管が劣化して薄くなる耐震基準を下回るため、補強工事を行う計画との説明でしたが、支持体となるサポートも漏水に浸かることで腐食する可能性がないのでしょうか。配管自体を交換できないために、補強するしかないということなのだと理解していますが、補強だけで完全に安全を保障できるものなのか信用しきれません。配管以外にも、40年の老朽化した原発にはいたるところに劣化がみられることでしょうか。事故の発生リスクが高い老朽原発を、莫大な経費をかけ、また危険をおかしてまでわざわざ再稼働させる意味が理解できません。避難路の拡充や、施設の増強ほか、いったいどれだけの経費がこの高浜原発の運転再開のためにかかるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配管については肉厚測定を定期的実施しており、必要に応じて配管を取り替える等の対策を講じています。また、サポートが漏水により腐食する可能性についても、発電所建屋内では溢水対策を講じており、建屋内の機械設備や電気設備に水がかからない対策を講じております。 ・補強対策は基準地震動の上昇に伴い実施した対策ですが、基準地震動に対して余裕を持った設計で対策を講じております。 ・また、新規制基準では地震、津波、自然災害（竜巻、外部からの火災）それぞれに対して対策を講じておりますので、耐震補強のみの対策ではありません。 ・また、劣化については、取替可能な大型機器や配管の取り替え、約1年毎に実施される定期検査における点検・手入れ、保全計画に基づく定期的な部品交換等を実施しております。併せて30年を超えた以降10年毎に高経年化技術評価も実施しており長期運転に伴う評価を実施し、国にも確認いただいております。 ・なお、経費につきましては避難道の拡充等国が実施するものについては分かりかねますが、高浜発電所4基の安全対策工事は特定重大事故等対処施設の建設費用も含めて、約5,500億円となっています。 ・原子力発電につきましては、2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、原子力は引き続き、「重要なベースロード電源」として2030年の電源構成比率20%～22%を実現し、必要な対応を着実に進めるとされています。 	関西電力
	2	30キロメートル圏内自治体すべての同意を得るべきではないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が立地地域等の関係自治体と締結する協定の範囲や内容については、各地の事情が様々であることから、そのあり方について国が法令等によって一方的・一律に決めることはしていません。 ・しかし、当然のことながら、国としては、周辺自治体の方々も含めて、再稼働に係る国の方針や取組内容等についての丁寧な御説明を行い、皆様のご意見を踏まえて、取組の内容を改善していくことが必要であると考えています。 ・今後とも、周辺自治体の皆様のご意見・ご要望をしっかりと汲み取ることができるよう、双方向のコミュニケーションに取り組んでいきます。 	資源エネルギー庁
	3	コロナ禍において、過密をさせられる十分な避難場所および想定していた台数の2倍以上のバスとその運転手の確保はとうていできるものではありません。高浜原発再稼働は、市民の安全が確保でき限り認めないという多々見市長の公言を遵守し、舞鶴市として高浜原発の運転再開は認められないと表明してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜1、2号機の再稼働については、京都府の地域協議会において、高浜発電所を現地視察するなど、国と関西電力に対し、徹底的に「40年超え施設の安全対策」について確認しているところであり、住民や市議会の意見等を十分に踏まえ、総合的に考慮し、責任ある判断をしてみたいと考えております。 	舞鶴市
	4	福島第1原発の事故後、2013年に改正施行された新基準では、原発の運転期間は原則40年と定められました。例外として、安全審査や延長認可審査で規制委が合格と認めれば、1回に限り最長20年運転延長できることとなりましたが、本来行うべき蒸気発生器の加振試験を工事計画認可に基づく工事完了後に行うことにするなど、認可を期限内に通過させるための恣意的な審査ではないかとの見方もあるようです。12月6日に舞鶴市で開催された高浜原発再稼働に関する住民説明会にしても、再稼働ありきの原子力規制庁および、関西電力からの一方的な説明に過ぎず、果たして厳しい新基準を本当に守れているのかについては、疑念をぬぐいきれません。立場を異にする複数の専門家や、原発の危険性を訴えつづけるジャーナリストや市民団体の意見および検証もなしに、「新基準がほんとうに守られているのか、また新基準を守ればほんとうに安全なのか」について判断しようがありません。舞鶴市としては、もっと厳しい姿勢で真実を追求し、舞鶴市民はじめとする国民を守ってください。	<ul style="list-style-type: none"> ・今般、京都府と関係市町は、国から、安全対策工事が完了した高浜発電所1、2号機の再稼働への協力要請を受け、京都府の地域協議会において、高浜発電所を現地視察するなど、国と関西電力に対し、徹底的に「40年超え施設の安全対策」について確認してきたところであり、市民の皆様に対しましても、国や関西電力から、直接、説明していただく住民説明会を、12月6日に開催し、インターネットで広く公開するとともに、各公民館等でDVDの貸し出しや視聴ができるようにさせていただき、質問や意見についても、12月16日まで受け付けさせていただいたところです。国と関西電力の説明を分かりやすく丁寧にお知らせし、質問や疑問ににお答えする機会を設けられたものと考えております。 高浜発電所1、2号機の再稼働については、住民や市議会の意見等を十分に踏まえ、総合的に考慮し、責任ある判断をしてみたいと考えております。 	舞鶴市
20	1	資料や説明は、高浜の老朽原発再稼働ありき、を前提に説明されているのではないですか。住民の不安をどう考えているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、40年超運転も含めて、いかなる事情よりも安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会の下で厳格な安全規制を行っていくとともに、関係府省庁が連携して、原子力災害対策の不断の改善に取り組んでまいります。また、安全規制を充足することだけに満足することなく、産業界での取組等を通じて、更なるリスク管理の高度化を進めていこう、責任を持って原子力事業者を指導してまいります。 ・今後とも、国も前面に立って、住民の方々の声にしっかりと耳を傾けながら、こうした取組を積み重ねるとともに、あらゆる機会を通じてご理解の確保に努め、不安の解消に取り組んでまいります。 	資源エネルギー庁
	1-2	40年超の原発の再稼働について「安全性」を強調して、規制庁は、規制委員会の厳格な指導のもとというが、福島原発事故の解明もないままに、新たな「安全神話」をつくりだしているのではないかと。規制委員会の前会長が「規制基準をクリアしたから安全とは言えない」「世界一の厳しい基準とは、政治的な意味合いもある」などと言っており、資源エネルギー庁は、なにがなんでも老朽原発の再稼働に突っ走ろうとしているのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発事故について、政府及び原子力事業者が、いわゆる「安全神話」に陥り、悲惨な事態を招いたことを片時も忘れず、真摯に反省するとともに、このような事故を二度と起こさないよう努力を続けていかなければなりません。 ・その上で、国は、40年超運転も含めて、いかなる事情よりも安全性を最優先し、高い独立性を有する原子力規制委員会の下で厳格な安全規制を行っていくとともに、関係府省庁が連携して、原子力災害対策の不断の改善に取り組んでまいります。また、安全規制を充足することだけに満足することなく、産業界での取組等を通じて、更なるリスク管理の高度化を進めていこう、責任を持って原子力事業者を指導してまいります。 	資源エネルギー庁

			<p>・原子力規制委員会の田中前委員長は、新規制基準について、平成29年の高浜町における意見交換会で「福島のような事故が起こる発電所には、再稼働の許可はしない」と明言され、また「新規制基準に適合した発電所において、万が一事故が起こったとしても、福島のような長期の避難を強いられる、家に帰れないようなことはない」と繰り返し述べられているところです。</p>	舞鶴市
20	2	今回の住民説明会では、質問者を少数に絞り、形だけのものになっているのか。市民がもっと参加できる場をつくり、時間をかけて論議するべきではないか。	<p>・今回の住民説明会については、市全域から広く説明を聞いていただきたいと考え、自治会長様や関係機関・団体の代表者とさせていただいたものです。説明会の様子については、インターネットで広く公開するとともに、各公民館等でDVDの貸し出しや視聴ができるようにさせていただき、質問や意見についても、12月16日まで受け付けさせていただいたところです。国と関西電力の説明を分かりやすく丁寧にお知らせし、質問や疑問にお答えする機会を設けられたものと考えております。</p>	舞鶴市
	3	原発が稼働しなかったため電気料金が上がった、とか、太陽光など再生エネルギーはコスト高だ等原発再稼働へ巧妙に誘導しているのではないか。	<p>・我が国の経済・社会的持続的な発展を実現していく上で、エネルギー自給率の向上、経済効率性の改善、気候変動問題への対応は極めて重要な課題です。こうした課題を達成していく上では、再生可能エネルギーや原子力も含め、複数のエネルギー源のそれぞれの利点を活かし、バランス良く組み合わせることが必要と考えています。3E+Sの現状についての御説明は、こうした観点から行っているものです。</p>	資源エネルギー庁
20	3-2	原発や再生エネルギーを気候変動対策として同列に扱っているが、原発の運転によって溜まり続ける「核のごみ」問題は今後の環境への大きな課題であるのに、なりゆきまかせの無責任な対応ではないか。	<p>・資源の乏しい日本においては、安全確保を大前提とした上で、安定的かつ安価な電気の供給、気候変動問題への対応などを考えれば、原子力発電の活用は欠かせないと考えています。</p> <p>・原子力の利用にあたっては、いかなる事情よりも安全性を最優先に、高い独立性を有する原子力規制委員会が、科学的・技術的に審査し、新規制基準に適合すると認められた原子力発電所について、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めることとしています。</p> <p>・そのうえで、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、2017年には、国が前面に立って理解活動に取り組む観点から、「科学的特性マップ」を公表し、国土の3割のエリアが輸送面でも好ましい特性を有すると整理しました。その後、国はNUMO（原子力発電環境整備機構）とともに、全国で100回を超える説明会などを行ってきています。</p> <p>・こうした中、2020年11月には、北海道の寿都町と神恵内村で、最終処分場の選定プロセス中の最初の調査である「文献調査」を開始したところです。国としては、引き続き、全国での対話活動や情報提供を行い、全国の出来るだけ多くの地域で文献調査を実施できるよう取り組んでいきます。</p>	資源エネルギー庁
20	4	海外での原発輸出は、ほとんど中止となっている。本気で安全対策をやれば、原発は高コストとなるが、こんなことを無視して老朽原発の再稼働させる理由を明らかにされたい。	<p>・海外における原子力発電所の運営については、経済・金融の状況や法制度、技術・人材の層の厚さ等、それぞれの国の置かれた状況によって、資金調達や建設・運営に必要なコストや条件も大きく異なるため、日本国内における安全対策工事と同列において一律に論じることは難しいと考えています。</p> <p>・国内においては、原子力発電は、エネルギー自給率や経済効率性、気候変動問題への対応といった課題の解決に向けて優れた利点を有しており、いかなる事情よりも安全性を最優先することを大前提として、原子力発電を活用していくことは必要であると考えています。</p>	資源エネルギー庁
20	5	40年超えの原発のどこが安全なのか、新規制基準について、規制委員会の田中前委員長は繰り返し、「規制基準に適合したからといって、安全が保障されたわけではない」と云っているがこのことに対して関電の見解を聞きたい。	<p>・田中前委員長がおっしゃった事はごもっともだと認識しております。当社では、規制の枠組みにとどまることなく、自主的かつ継続的にさらなる原子力発電の安全性向上に取り組んでおります。</p> <p>・また、新たに設置した設備について、各事故事象毎に限られた要員で、限られた時間内で対応出来るよう要員に対する訓練を実施しており、基準を忠実に履行するだけでなく独自の対策を追加し、更に各機器を扱う要員の訓練と力量の向上が不可欠だと考えております。</p>	関西電力
	5-2	安全対策について、要員の訓練や、規制基準を忠実に履行するとしているが、もし炉心溶融（メルトダウン）のような事故が起きればどうするのですか。起きないと言い切れますか	<p>・地震等の事故の際には、制御棒が作動し原子炉の運転を停止することで、「止める」行為は瞬時に行えます。</p> <p>・事故の際の原子力発電所の安全はいわゆる前段の「止める」以外に「冷やす」「閉じ込める」の3つの安全機能が全て働き、かつそれが維持されることよって達成されるものであり、一つの機能のみで達成できるものではありません。当社はこれら3つの機能のそれぞれを強化することにより安全性の向上を図っています。</p>	関西電力
20	6	福島原発事故の責任はすべて東京電力が負うべきだが、莫大な国民の税金が投入されている、もし重大事故が発生した時、関電は全てに責任がもてるのか。	<p>・原子力災害が発生した際は、速やかに「相談窓口」を開設し、住民の皆様からの様々なお問合せに対して誠意を持って対応いたします。</p> <p>・また損害賠償への対応については、原子力災害発生後、「損害賠償対応（初動）チーム」により多種多様な損害賠償に対応するための十分な体制を整備した上で、原子力損害の賠償に関する法律等、国の原子力損害賠償制度の枠組みの下で、誠実に対応致します。</p>	関西電力
	6-2	原発事故について、設置者が全責任を負うべきなのに、「相談窓口の設置」などと事故を矮小化し、自らの責任を回避しているのではないか。	<p>・先に回答させていただいたとおり、万が一の際には、「損害賠償対応（初動）チーム」により多種多様な損害賠償に対応するための十分な体制を整備した上で、原子力損害の賠償に関する法律等、国の原子力損害賠償制度の枠組みの下で、責任をもって誠実に対応致します。</p>	関西電力
20	7	規制基準は「安全基準ではない」といった規制委員会が、老朽原発の再稼働にゴーサインをだすことは、極めて無責任ではないか。	<p>・「絶対に事故は起こらない」という、東京電力福島第一原子力発電所事故以前の「安全神話」に陥らないよう、「安全基準」あるいは「安全である」と規制機関が語ることはしません。</p> <p>新規制基準への適合によって確かに安全性は高まりましたが、安全の追求に終わりはなく、規制機関、事業者双方が、常に最新の知見に基づき安全性の向上に努めていくことが重要であると考えています。</p>	原子力規制庁

20	8	<p>2020年12月4日、大阪地方裁判所は、「大飯原発3・4号機設置許可の取り消し」を命じた地震国の日本の全国の原発設置に関する問題です。大飯と高浜は違うとは言えない、老朽原発の高浜原発のストップを規制委員会として行うべきではないか。</p>	<p>・基準地震動の策定に係る審査においては、地震ガイドも参照しながら、基準地震動が、敷地及び敷地周辺の地域的な特性を踏まえて、地震学及び地震工学的見地に基づく総合的な観点から不確かさを十分に考慮して策定されていることを確認し、妥当なものであると判断しています。</p>	原子力規制庁
20	9	<p>舞鶴は原発事故に備えて、安定ヨウ素剤の市民への事前配布は一部だけだ、すべての希望する市民への事前配布は必要だが、どうするのか。</p>	<p>・安定ヨウ素剤については、適切なタイミングでの服用が重要なことから、UPZにおいては、国の避難指示に基づき、避難時集結場所等において緊急配布し、服用をしていただくこととしております。</p>	舞鶴市
	9-2	<p>事故の時、安定ヨウ素を配るから、事前に市民に配布はしない、との見解ですが、避難集結場所に数千名も集結した時、一人ひとり問診し、手渡すことができるのですか、集結場所で被爆するのは必至です。事前に配布しておけば、避難もスムーズにできるのと違いますか。かたくなに「事前配布を拒否」する理由を聞かせて下さい。</p>	<p>・安定ヨウ素剤は、1回限りの服用を最も効果のあるものとするためには、服用のタイミングが極めて重要であります。UPZでは、国の「原子力災害対策指針」において、避難と併せて配布し、国の指示に基づいて服用することとされていることから、避難時集結場所等において配布し、服用をしていただくこととしております。</p>	舞鶴市